

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の沿革

ごみ処理の沿革は、表 3.1.1 に示すとおりです。

表 3.1.1 ごみ処理の沿革

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
昭和 43 年		・池子地区に清掃センター塵芥処理場 90t/24h完成	・清掃センター場内に最終処分場完成(35,000m ²)	
45	・全市にダストボックス方式普及			
48	・不燃ごみ・粗大ごみ分別収集開始(ステーション方式 月1回)			・多量排出者のみに有料化 ・一般廃棄物処理計画策定
50	・銀座・なぎさ通り袋詰め収集に移行(戸別収集廃止)			
51				・不用品交換案内板設置
52	・ダストボックス撤収しステーション方式へ。可燃物週3回収集			
54		・粗大ごみ処理施設完成		
56		・焼却施設完成 140t/24h		
57			・最終処分場完成(第二期)	
59	・使用済み乾電池分別収集開始		・下水汚泥乾燥施設完成	
61	・市全域ステーション方式に移行			
62	・不燃・粗大ごみ月2回収集			・一般廃棄物処理計画全面改定
63				・フリーマーケット第1回実施
平成 2 年		・し尿処理施設更新		
3	・市内15箇所で開催・雑誌・アルミ缶・びん・スチール缶収集実施			・家庭用コンポストの貸与開始
4			・最終処分場完成(第三期)	・ごみ散乱防止ネット配布開始
5	・あき缶・あきびん・古紙の定点回収151箇所			・資源回収奨励金制度実施
6		・あき缶・あきびん選別処理施設完成(5t/5h)		・逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例並びに施行規則全面改正 ・廃棄物減量等推進審議会設置
7	・あき缶・あきびん分別収集開始 ・フロンガス回収実施 ・定点回収廃止	・あき缶・あきびんストックヤード完成		・資源回収奨励金制度改正
8				・生ごみ処理容器等購入費助成事業開始 ・減量化・資源化協力店制度開始
9				・一般廃棄物処理基本計画改定
10	・ごみ袋を透明・半透明のポリ袋に統一			・逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例制定

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
11	・燃やすごみ市内全域、月・水・金曜日収集に移行 ・粗大ごみの戸別収集開始	・ペットボトルストックヤード施設完成		
12		・排ガス高度処理施設整備工事開始（平成14年度まで）		
13	・ふれあい収集開始			・資源回収奨励金制度に飲料用パック、ミックスペーパー追加 ・大型生ごみ処理機導入調査事業開始（逗子シーサイドハイツ：14年2月～4月）
14	・粗大ごみ券（証紙）による戸別収集開始 ・紙・布類の委託収集開始			・大型生ごみ処理機導入調査事業（ファミリー逗子：15年3月～）
15				・電動式生ごみ処理機貸与事業開始 ・大型生ごみ処理機導入調査事業（市営沼間南台住宅：16年3月～）
16	・燃やすごみを月・金曜日に移行 ・不燃ごみ、ペットボトル、あき缶・あきびんを月2回収集から週1回に移行 ・容器包装プラスチックを週1回収集開始 ・市内全域を同じ収集日に統一	・容器包装プラスチック選別処理施設完成		
21				・バクテリアdeキエーロ普及開始
22	・資源物の拠点回収開始	・植木剪定枝資源化試行開始 ・焼却施設長寿命化計画策定		・一般廃棄物処理計画改定 ・生ごみマイスター制度創設 ・生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引上げ ・大型生ごみ処理機設置助成事業開始 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（池子）
23		・焼却施設基幹改良工事開始（平成25年度まで）	・最終処分場延命化（転圧）工事開始（平成24年度まで）	・大型生ごみ処理機設置助成事業助成対象に入所系介護施設を追加 ・入所系介護施設3箇所に大型生ごみ処理機設置 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（沼間、小坪）
24	・生ごみ分別収集モニタリング調査実施	・植木剪定枝の一部資源化委託開始	・焼却灰の一部資源化委託	・事業系生ごみ処理の制度改正 ・市民団体との協働による生ごみ減量化資源化啓発及び資源物回収のモデル事業開始 ・家庭用生ごみ処理容器（キエーロ）のモニター事業実施 ・市立小学校に大型生ごみ処理機設置（逗子、久木）
25		・植木剪定枝粉碎車両導入	・ガラス残渣の資源化委託開始	・出張エコ広場ずし開始 ・逗子市商工会との家庭用生ごみ処理容器（キエーロ）普及拡大に関する協定締結 ・生ごみ処理容器等購入費助成事業助成率の引上げ ・市営住宅1箇所、公立保育園2園、民間保育園1園に大型生ごみ処理機設置
26	・小型家電（特定対象品目）の拠点回収を開始（9月）		・焼却残渣（灰・飛灰）全量の資源化委託開始	

年次	収集・運搬関係	中間処理関係	最終処分関係	その他
27	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ処理（燃やすごみ、不燃ごみ）の有料化開始（10月） ・粗大ごみ処理手数料の変更（証紙250円から600円） ・収集ごみの細分化（7分別から18分別区分に変更） ・不燃ごみ、危険有害ごみ、ペットボトル、草・葉・植木ごみ、小型家電の委託収集開始 ・収集区域を2分割化し、収集カレンダーの配布を開始 ・集団回収を市内全域に拡大し、3品目（アルミ缶、スチール缶、家庭金物）を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あきかん・あきびんの選別処理施設の稼働を休止し、委託処理に変更 ・容器包装プラスチック選別処理施設の運転を委託に変更 		
28	<ul style="list-style-type: none"> ・持込ごみの手数料の改定（150円/10kgから250円/10kg、10月） ・資源回収用ネット容器等設置モデル事業実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・破砕残渣の焼却処理開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化にかかる覚書締結
29		<ul style="list-style-type: none"> ・葉山町からの可燃ごみの受入れ試行開始（7月） 		
30	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ、容器包装プラスチックの一部委託収集開始 ・あきびんの委託収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・葉山町の可燃ごみ処理の事務委託開始 ・葉山町からの可燃ごみの全量受入れ開始 ・葉山町へのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託を開始し、浄化センターの稼働を休止 		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等購入費助成事業を休止
令和元年		<ul style="list-style-type: none"> ・葉山町の容器包装プラスチック処理の事務委託開始 ・容器包装プラスチック選別処理施設の更新 		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等購入費助成事業を再開（非電動式のみ） ・市民団体との協働によるごみ減量化資源化啓発及び資源物回収のモデル事業終了
2		<ul style="list-style-type: none"> ・葉山町からの容器包装プラスチックの全量受入れ開始 		<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画策定

2 人口及び世帯数とごみ排出量の推移

(1) 人口及び世帯数の推移

逗子市の人口と世帯数の推移は、表 3.1.2 及び図 3.1.1 に示すとおりです。

2019 年度（令和元年度）の人口は 56,936 人で減少傾向にあり、2010 年度（平成 22 年度）から 2019 年度（令和元年度）までで 1,366 人減少しています。

表 3.1.2 人口及び世帯数の推移

年度	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
人口(人)	61,302	61,323	60,983	60,859	60,729	60,425	60,556	60,439	60,125	59,936
世帯(世帯)	23,844	24,023	24,018	24,082	24,164	24,103	24,415	24,520	24,567	24,656

資料：総務課

*人口には池子米軍住宅人口3,000人を含む

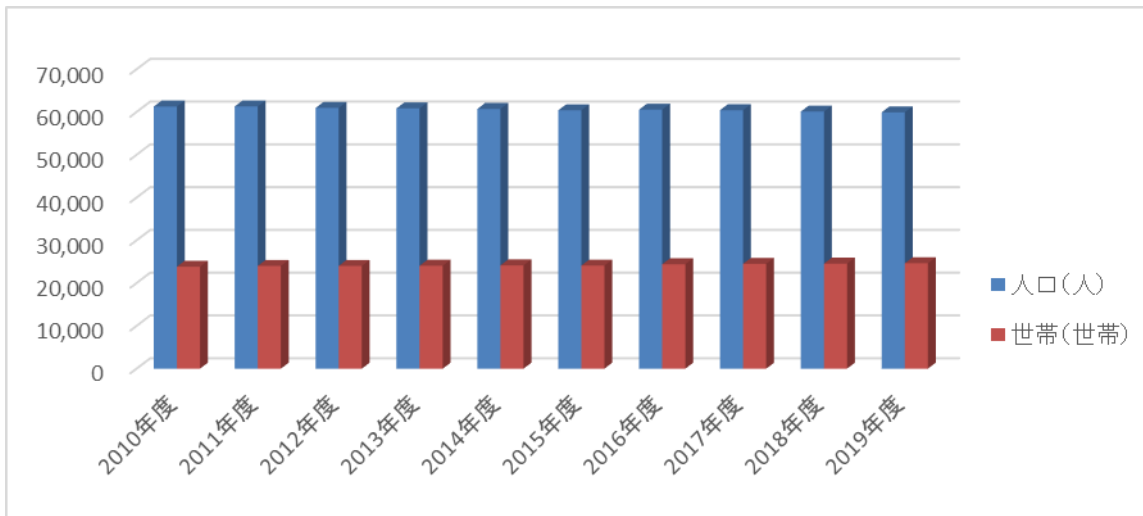


図 3.1.1 人口及び世帯数の推移

(2) ごみ排出量の推移

逗子市のごみと資源物の総排出量の推移は、表 3.1.3 及び図 3.1.2 に示すとおりです。

ア 年間ごみ排出量

収集、持込み及び許可業者の年間ごみ排出量は、表 3.1.4 に示すとおりです。排出量の中で、燃やすごみは約 54% (2019 年度 (令和元年度)) を占めています。

イ 家庭系資源物とごみ (収集)

2012 年度 (平成 24 年度) に事業系ごみの制度改正を行い、これまで行っていた事業系のごみの収集を原則廃止しました。また、2015 年 (平成 27 年) 10 月には、家庭ごみ処理 (燃やすごみ、不燃ごみ) の有料化と分別区分の細分化を行いました。

それにより、家庭系資源物とごみ (収集) は 2015 年度 (平成 27 年度) まで大きな変動はありませんでしたが、2016 年度 (平成 28 年度) は前年度に比べ約 1,800t (14.3%) の減少となっています。

ウ 家庭系資源物 (集団回収)

家庭系資源物 (集団回収) は、2014 年度 (平成 26 年度) まではわずかながら減少傾向にありましたが、その後家庭ごみ処理の有料化に伴って資源物分別の徹底が進み、増加傾向に転じました。しかし、2018 年度 (平成 30 年度) から減少傾向に変わっています。

エ 事業系資源物とごみ（持込み）

事業系資源物とごみ（持込み）は、2012年度（平成24年度）以降増加傾向にありましたが、2017年度（平成29年度）は2016年度（平成28年度）に比べ120t（2.6%）の減少となっています。これは2016年（平成28年）10月に持込みごみの手数料を150円/kgから250円/kgに変更した影響と考えられます。

表 3.1.3 ごみと資源物の総排出量の推移

年度	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	14,917	15,016	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652	10,547	10,925
家庭系資源物(集団回収)	2,814	2,646	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153
事業系資源物とごみ(持込み)	4,398	4,172	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574	4,478	4,460
合計	22,129	21,834	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538

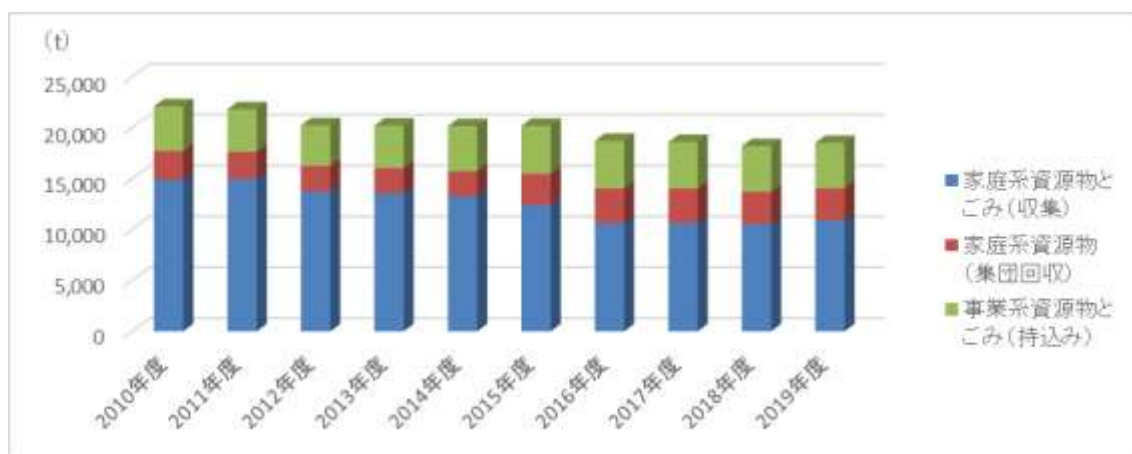


図 3.1.2 ごみと資源物の総排出量の推移

表 3.1.4 収集、持込み及び許可業者の年間ごみ量

分別区分		年度										
		2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	
計画収集人口(米軍家族含む)(人)		61,302	61,323	60,983	60,859	60,729	60,425	60,556	60,439	60,125	59,936	
計画収集人口(米軍家族除く)(人)		58,302	58,323	57,983	57,859	57,729	57,425	57,556	57,439	57,125	56,936	
燃 や す ご み	収 集	11,408	11,524	10,424	10,253	10,017	8,992	7,048	6,395	6,947	7,095	
	持込・許可	3,759	3,494	3,644	3,843	4,098	3,179	3,289	3,306	3,207	2,967	
	(持込)	(1,371)	(1,887)	(1,559)	(1,507)	(1,595)	(492)	(430)	(410)	(982)	(415)	
	(許可)	(1,788)	(1,607)	(2,085)	(2,336)	(2,503)	(2,687)	(2,859)	(2,896)	(2,225)	(2,552)	
	計	15,167	15,018	14,068	14,096	14,115	12,171	10,337	10,301	10,154	10,062	
不 燃 ご み	収 集	548	565	528	530	531	517	193	201	210	224	
	持込・許可	45	41	16	19	9	9	13	11	21	44	
	(持込)	(35)	(35)	(16)	(19)	(9)	(9)	(13)	(11)	(21)	(44)	
	(許可)	(10)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	計	593	606	544	549	540	526	206	212	231	268	
粗 大 ご み	収 集	333	339	321	348	332	312	163	170	181	193	
	持込・許可	569	605	324	322	326	375	378	335	374	427	
	(持込)	(551)	(602)	(324)	(309)	(301)	(354)	(378)	(335)	(374)	(402)	
	(許可)	(8)	(3)	(0)	(13)	(25)	(21)	(0)	(0)	(0)	(25)	
	計	892	944	645	670	658	687	541	505	555	620	
資 源 ご み	草・葉・枯木	収 集	—	—	—	—	—	471	1,447	1,444	1,375	1,550
		持込・許可	—	—	—	—	—	1,133	1,011	920	874	1,021
		計	—	—	—	—	—	1,604	2,458	2,364	2,249	2,571
	ペットボトル	収 集	206	206	206	202	194	189	186	188	197	203
		持込・許可	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	207	209	206	202	194	189	186	188	197	203
	容器包装 プラスチック	収 集	817	799	762	765	755	845	882	903	915	925
		持込・許可	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	832	809	762	765	755	845	882	903	915	925
	小型家電	収 集	—	—	—	—	—	53	94	104	105	117
		持込・許可	—	—	—	—	—	0	3	2	2	1
		計	—	—	—	—	—	53	97	106	107	118
	危険有害 ごみ	収 集	—	—	—	—	—	14	32	31	31	31
		持込・許可	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
		計	—	—	—	—	—	14	32	31	31	31
	あき缶・ あきびん	収 集	858	832	808	813	785	665	533	537	515	512
		持込・許可	19	19	1	1	1	1	0	0	0	0
		計	877	851	809	814	786	666	533	537	515	512
	乾電池	収 集	7	8	9	6	10	1	2	2	4	3
	廃食用油	収 集	0	1	1	2	2	3	3	3	2	4
ビデオテープ等	収 集	1	6	5	4	4	7	6	6	4	5	
紙・プラスチック	委託収集	739	736	702	688	638	363	68	68	61	63	
収 集 合 計	2,628	2,588	2,493	2,480	2,448	2,611	3,253	3,286	3,209	3,413		
持込・許可合計	35	32	1	1	1	1,134	1,014	922	876	1,022		
集団回収合計	2,814	2,646	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153		
資源ごみ合計	5,477	5,266	4,998	4,924	4,875	6,824	7,657	7,600	7,275	7,588		
収 集 ご み 量 合 計	14,917	15,016	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652	10,547	10,925		
持込・許可ごみ量合計	4,398	4,172	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574	4,478	4,460		
集団回収ごみ量合計	2,814	2,646	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153		
総 合 計	22,129	21,834	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538		

(注) 収集:市(直営・委託)収集ごみ量、持込:直接搬入ごみ量、許可:許可業者搬入ごみ量
 集団回収とは、集団資源回収により回収された紙・布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物
 * 2016(平成28)年度以降は、あきびんのみ(あき缶は集団資源回収品目となったため)

(3) 発生原単位と資源化量及び資源化率

ア 1人1日当たりごみ排出量

米軍家族人口を含む人口1人1日当たりごみ排出量(以下「発生原単位」という。)は、表3.1.5に示すとおりです。

表 3.1.5 発生原単位の内訳

収集区分	年度 別区分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
収集	燃やすごみ (g/人日)	509.8	514.9	468.3	461.6	451.9	407.7	318.9	317.1	316.6	324.3
	不燃ごみ (g/人日)	24.5	25.2	23.7	23.9	24.0	23.4	8.7	9.1	9.6	10.2
	粗大ごみ (g/人日)	14.9	15.1	14.4	15.7	15.0	14.1	7.4	7.7	8.2	8.8
	資源ごみ (g/人日)	117.5	115.6	112.0	111.6	110.4	118.4	147.2	149.0	146.2	156.0
	計 (g/人日)	666.7	670.8	618.4	612.8	601.3	563.6	482.2	482.9	480.6	499.3
総ごみ (収集・持込・許可)	燃やすごみ (g/人日)	677.8	671.0	632.0	634.6	636.8	551.8	467.7	466.9	462.7	459.9
	不燃ごみ (g/人日)	26.5	27.1	24.4	24.7	24.4	23.8	9.3	9.6	10.5	12.3
	粗大ごみ (g/人日)	39.9	42.2	29.0	30.2	29.7	31.1	24.5	22.9	25.3	28.3
	資源ごみ* (g/人日)	244.8	235.3	224.5	221.7	219.9	309.4	346.4	344.5	331.5	346.9
	計 (g/人日)	989.0	975.6	909.9	911.2	910.8	916.1	847.9	843.9	830.0	847.4

* 集団回収を含む

イ 資源化量及び資源化率

粗大ごみ処理施設、あき缶・あきびん選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設、容器包装プラスチック選別処理施設で選別回収された資源物、集団回収による資源物の回収及び直接資源化された資源化実績量の推移は、表 3.1.6 に示すとおりです。

表 3.1.6 資源化量及び資源化率

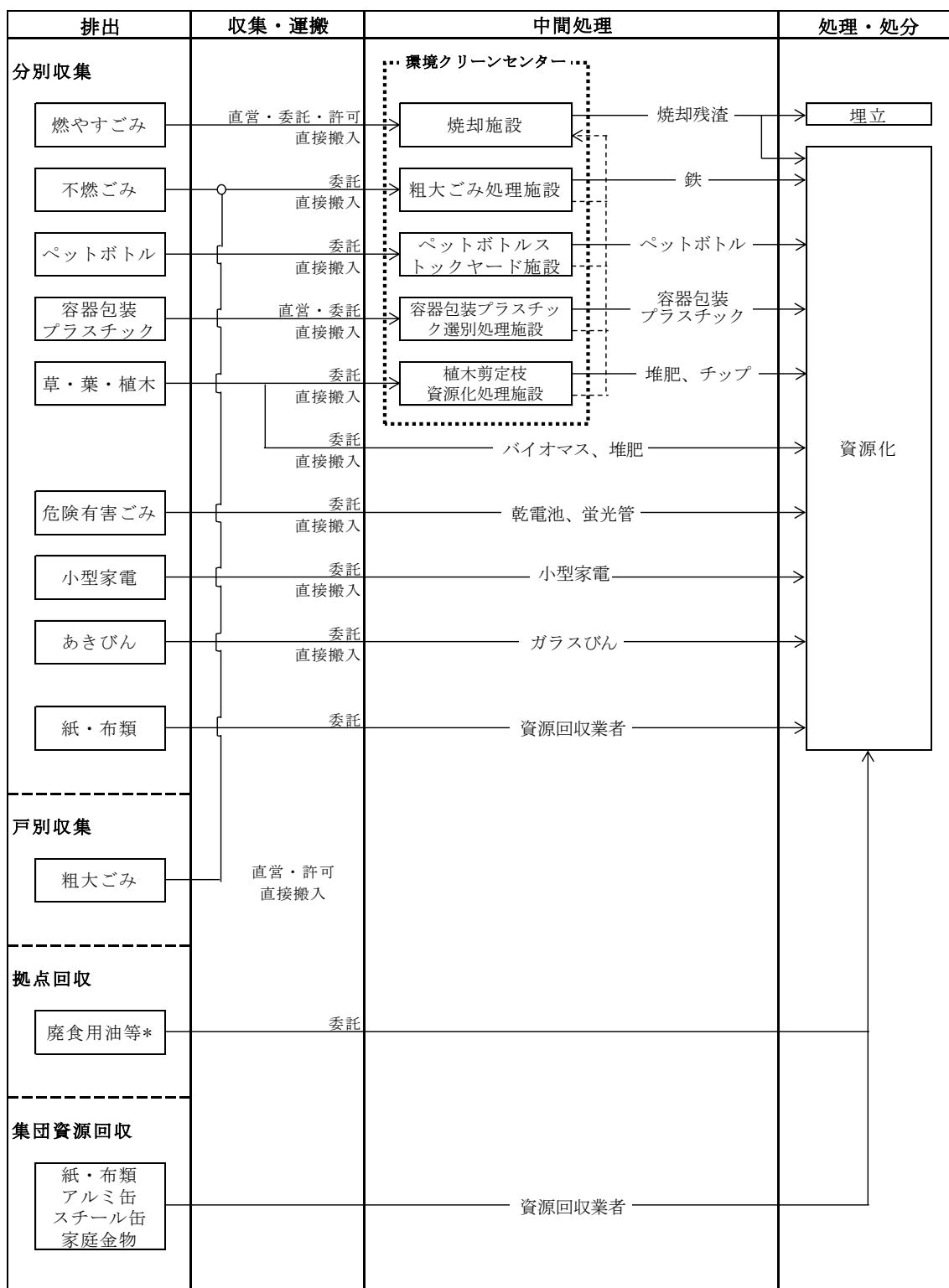
項目	年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)
資源化量		5,294	5,561	5,676	5,709	7,896	8,682	8,917	8,816	8,453	8,807
市の収集・処理		2,480	2,915	3,172	3,266	5,470	5,603	5,527	5,424	5,263	5,654
鉄・アルミ類		473	479	436	447	368	162	129	128	179	198
(アルミ、スチール缶)		165	164	151	172	169	0	0	0	0	0
(その他鉄類)		308	315	285	275	199	162	129	128	179	198
植木剪定枝		109	478	508	502	1,119	1,604	2,458	2,364	2,250	2,571
ペットボトル		177	176	170	174	168	164	139	167	166	163
容器包装プラスチック		604	653	609	617	611	657	702	768	820	832
小型家電		0	0	0	0	0	121	98	106	141	156
乾電池		7	8	9	6	10	7	15	17	8	15
びん類		370	376	326	347	418	34	31	31	31	31
食用油、ビデオテープ等、廃蛍光灯管		1	9	7	6	6	12	13	9	12	13
紙・布・スチール缶		739	736	702	687	698	363	68	68	61	63
布団		0	0	0	0	0	23	20	21	20	20
ガラス屑類の資源化		0	0	0	103	189	632	502	506	479	481
焼却灰資源化		0	0	405	377	1,883	1,824	1,352	1,239	1,096	1,111
集団回収		2,814	2,646	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190	3,153
紙類		2,642	2,467	2,337	2,282	2,261	2,746	2,934	2,927	2,752	2,690
布類		172	179	167	161	165	237	257	258	246	270
アルミ缶		0	0	0	0	0	45	91	97	94	93
スチール缶		0	0	0	0	0	35	68	64	60	58
家庭金物		0	0	0	0	0	16	40	46	38	42
ごみ総排出量		22,129	21,834	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538
資源化率(%)		23.9	25.5	28.0	28.2	39.1	43.0	47.6	47.4	46.4	47.5

3 ごみ処理の流れ

(1) ごみ処理フロー

2019年度（令和元年度）の本市のごみ処理の流れについては、図 3.1.3 に示すとおりです。

2014年度（平成 26 年度）以降、変更した点は、家庭ごみ処理有料化に係る分別区分の細分化、あき缶・あきびん選別処理施設の廃止、破碎残渣の焼却処理の開始が主なものです。



* 廃インクカートリッジ、廃蛍光管、水銀式体温計、廃食用油、あきびん、乾電池、小型充電式電池、CD・DVD・ビデオテープ等

図 3.1.3 逗子市ごみ処理フロー（2019 年度（令和元年度））

(2) ごみ処理主体

本市のごみ処理の主体については、表 3.1.7 に示すとおりです。

表 3.1.7 ごみ処理主体

		排出者	指導	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系	燃やすごみ	家庭	市	直営・委託	直営	委託	
	粗大ごみ			直営			
	不燃ごみ			委託			
	草・葉・植木ごみ			直営・委託	直営・一	委託	容リ法等 による 資源化
	ペットボトル				委託		
	容器包装プラスチック				委託	—	委託
	あきびん						
	危険有害ごみ			委託	—	委託	
	小型家電						
	集団資源回収 (紙・布類、アルミ缶、 スチール缶、家庭金物)		団体	市	資源回収業者		
事業系	事業者による自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託						

(注) 以下の要件すべてに該当する少量排出事業者は、家庭系ごみステーションに排出することが可能です。

①事業主を含む従業者の総数が3人以下である。②食品廃棄物等を排出しない。

③ごみ排出量が1日平均1kg以下である。

(3) 組織体制

本市におけるごみ処理は、環境都市部の資源循環課及び環境クリーンセンターにより、図 3.1.4 に示す体制で行っています。

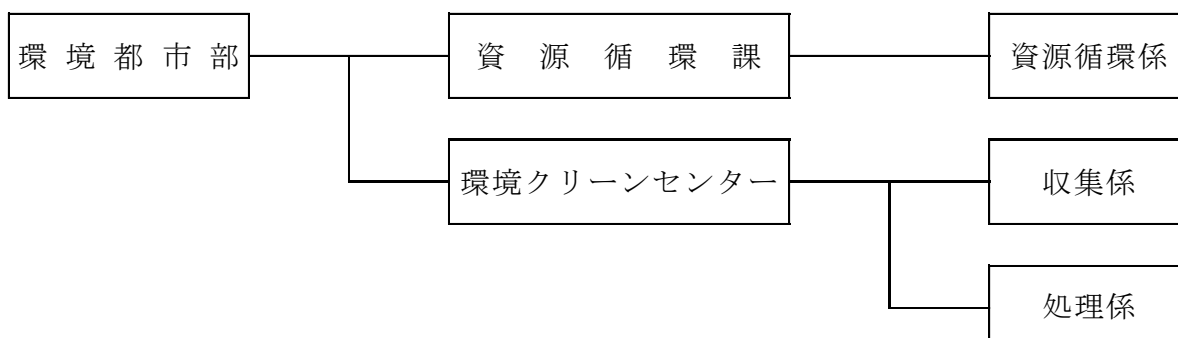


図 3.1.4 組織体制

4 ごみの減量化及び資源化の状況

(1) 家庭ごみ処理の有料化

ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみ排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保する観点から、2015年（平成27年）10月から燃やすごみ及び不燃ごみの有料化を実施しました。家庭ごみ処理手数料の収入の推移と使途は表3.1.8、有料化前と有料化後の比較は表3.1.9、図3.1.5に示すとおりです。

表3.1.8 家庭ごみ処理手数料の収入の推移と使途

年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
家庭ごみ処理手数料 収入(円)	0	81,993,000	98,889,000	96,147,000	95,268,000	97,866,000
主な使途	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市指定ごみ袋の作製費や、取扱店の設置、受発注管理、手数料収納事務等の業務委託料 ・「逗子市のごみと資源物の出し方(CUZ)」の印刷・製本費 ・逗子市ボランティア清掃用ごみ袋の作製費、配送の委託料 ・市内に散乱するごみの収集委託料 ・「ごみと資源物の収集カレンダー」の印刷・製本費、配付の委託料 ・ごみステーションに設置するネットボックスを新設する際の補助金 					

表3.1.9 有料化前と有料化後の燃やすごみの量及び資源化率の比較

年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
燃やすごみ(t)*	14,115	12,171	10,337	10,301	10,154	10,062
資源化率(%)	39.1	43.0	47.6	47.4	46.4	47.5

* 燃やすごみの量は収集分(直営・委託)のみ

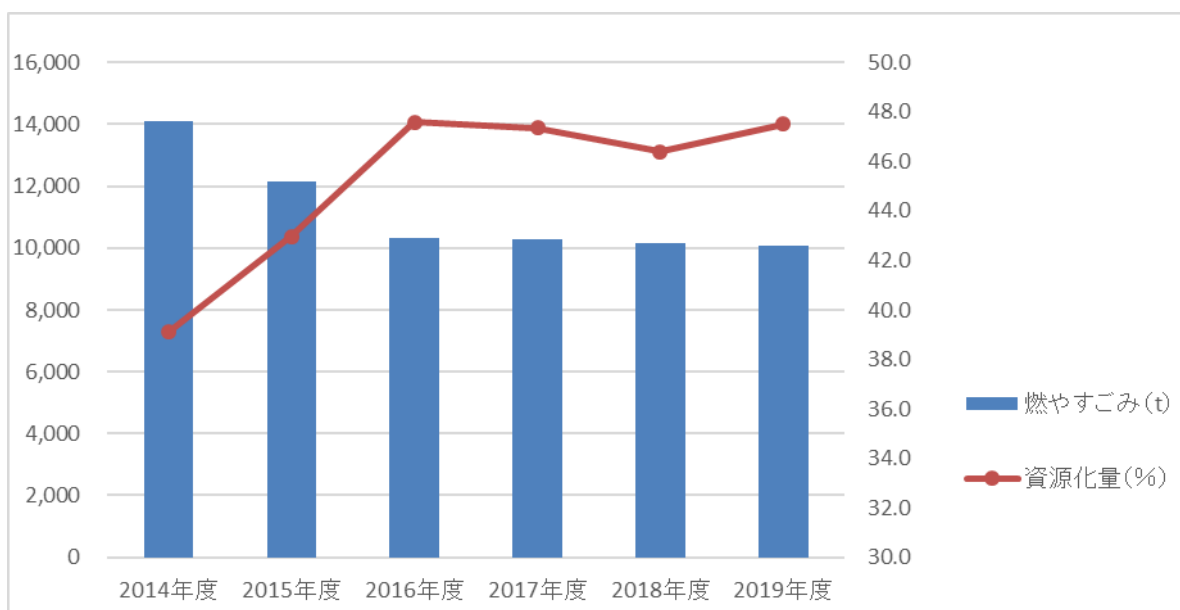


図 3.1.5 有料化前と有料化後の燃やすごみの量及び資源化率の比較

(2) 集団資源回収

資源として再利用できる排出物を回収するリサイクル活動の推進を目指し、自治会・町内会等が回収した古紙等の資源物について、1993年度（平成5年度）から奨励金を交付していましたが、2015年（平成27年）10月から自治会・町内会等への奨励金を廃止しました。

- 対象団体数 : 90団体（2020年（令和2年）3月31日現在）
- 対象資源物 : 新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、ミックスペーパー、布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物

集団資源回収による資源物の回収量の推移は、表 3.1.10 に示すとおりです。

表 3.1.10 集団資源回収による資源物の回収量

項目	年度	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
団体数(団体)		59	59	58	56	59	91	91	90	89	90
回収量(t)	新聞	609	549	498	482	427	450	457	417	347	310
	雑誌	911	857	821	786	785	892	901	897	856	810
	段ボール	682	604	573	575	592	725	797	855	824	817
	飲料用紙パック	15	15	15	15	15	16	16	15	12	9
	ミックスペーパー	425	442	430	424	442	663	763	743	713	744
	布類	172	179	167	161	165	237	257	258	246	270
	アルミ缶	—	—	—	—	—	45	91	97	94	93
	スチール缶	—	—	—	—	—	35	68	64	60	58
	家庭金物	—	—	—	—	—	16	40	46	38	42
	合計		2,814	2,646	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392	3,190

(3) 生ごみ処理容器等の設置支援

ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、家庭用の生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をしています。

過去10年間の助成台数は、図3.1.7に示すとおりです。2018年度（平成30年度）は生ごみ処理容器等購入費助成事業を休止し、2019年度（令和元年度）からは非電動式の生ごみ処理容器等にのみ助成を再開しています。

- 生ごみ処理容器等の種類：コンポスト容器、EM処理容器、電動処理機、
バクテリア de キエーロ等

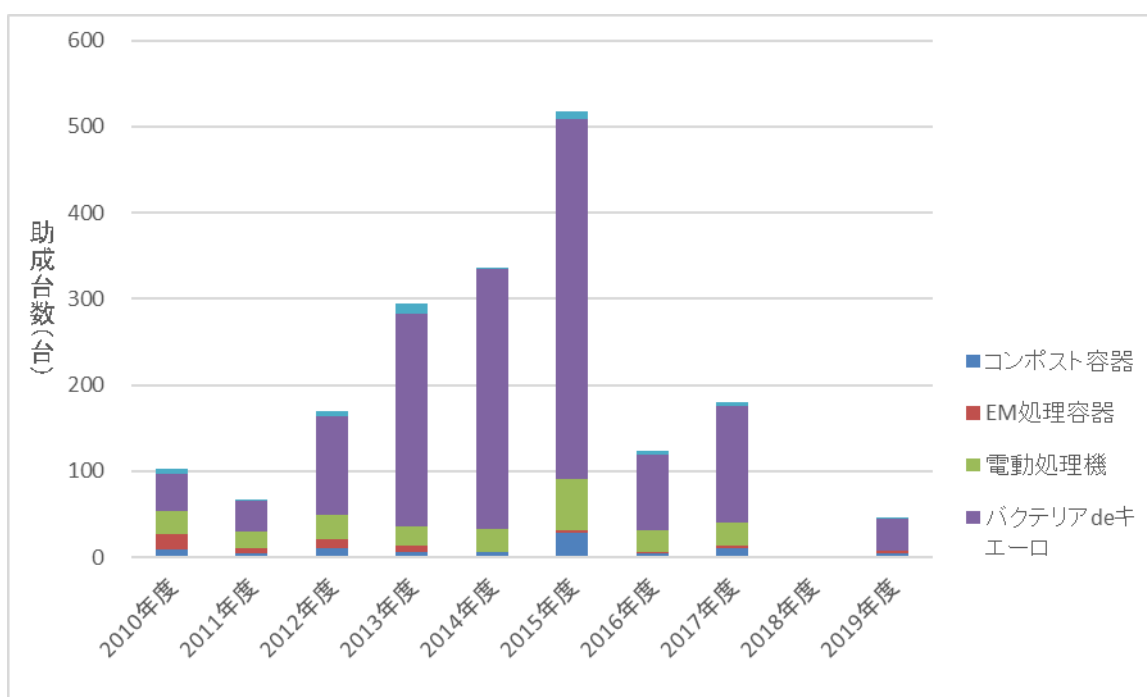


図 3.1.6 生ごみ処理容器等助成台数の推移

(4) 資源物の拠点回収

市民の資源化の利便性等を考慮し、市民がいつでも資源物を持ち込める回収拠点を2010年度（平成22年度）から設置し、資源回収を進めています。回収拠点数及び回収量の推移は、表3.1.11に示すとおりです。

表 3.1.11 回収拠点数及び回収量の推移

項目		年度	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
回収拠点数			6	8	9	9	12	12	12	12	12	12
回収量	廃蛍光管(本)	丸管	130	332	589	791	838	1,181	1,429	1,277	1,091	1,389
		直管	188	577	935	1,077	1,288	1,982	2,155	1,769	2,034	1,836
	水銀式体温計(本)	16	6	27	23	18	34	61	60	57	52	
	廃食用油(kg)	408.2	1,328.0	1,530.0	1,696.0	2,012.0	2,911.0	3,323.0	3,496.0	3,507.0	4,144.0	
	あきびん(kg)	無色	304.9	1,121.0	2,940.0	2,965.0	3,148.0	4,480.0				
		茶色	135.4	723.0	1,477.0	1,776.0	1,832.0	2,412.0	15,673.0	18,774.0	18,134.0	22,558.0
		その他	123.7	788.0	1,919.0	2,095.0	2,757.0	4,423.0				
	乾電池(kg)	189.6	566.0	813.0	817.0	1,126.0	1,490.0	1,898.0	2,145.0	2,341.0	3,352.0	
	小型充電式電池(kg)	4.9	0.0	0.0	0.0	17.3	16.0	30.0	29.3	0.0	31.0	
	CD・DVD類(kg)	1,170.0	3,445.0	4,637.0	3,973.0	4,121.0	7,405.0	5,925.0	5,680.0	4,178.0	5,359.0	

(5) 使用済み小型家電の専用回収ボックスによる回収

2014年(平成26年)9月から「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行にともない、小型家電(特定対象品目)については、公共施設等に専用の回収ボックスを設置し、回収しています。また、2015年(平成27年)10月からは、ごみステーションでの収集も開始しています。

回収拠点数及び回収量の推移は、表3.1.12に示すとおりです。

表 3.1.12 回収拠点数及び回収量の推移

項目		年度	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
回収拠点数			7	7	7	7	7	7
回収量	小型家電(kg)		244	1,433	1,979	2,029	1,933	2,961
	携帯電話(個)		154	465	458	556	709	640

5 収集及び運搬の状況

収集・運搬の概要は、表 3.1.13 に示すとおりです。

なお、2001年（平成13年）3月からごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯等を対象に、戸別収集「ふれあい収集」を行っています。

表 3.1.13 収集及び運搬の概要

分別区分	運営	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集曜日	収集車両	排出方法
燃やすごみ	直営・委託	ステーション	約1,200	週2回	月・木又は火・金	パッカー車	指定ごみ袋
不燃ごみ	委託	ステーション	約1,060	週1回	木又は金	平ボディー車	指定ごみ袋
草・葉・植木ごみ	委託	ステーション	約1,200	2週に1回	第1・3月又は第1・3火	パッカー車	透明・半透明の袋
ペットボトル	委託	ステーション	約1,060	週1回	木又は金	パッカー車	透明・半透明の袋
容器包装プラスチック	直営・委託	ステーション	約1,200	週1回	水	パッカー車	透明・半透明の袋
危険有害ごみ	委託	ステーション	約1,060	2週に1回	第2・4月又は第2・4火	平ボディー車	透明・半透明の袋
小型家電	委託	ステーション	約1,060	2週に1回	第2・4月又は第2・4火	平ボディー車	透明・半透明の袋
あきびん	委託	ステーション	約1,060	2週に1回	第1・3水又は第2・4水	平ボディー車	透明・半透明の袋
粗大ごみ	直営	戸別	—	随時申込み	火・水・木	平ボディー車	証紙貼付
紙・布類 アルミ缶 スチール缶 家庭金物	集団 資源回収	ステーション	約1,060	週1回～ 2週に1回	地域により異なる	パッカー車	新聞・雑誌・段ボールは紙ひもで縛る。 ミックスペーパーは紙袋に入れて縛る。 布類、アルミ缶、スチール缶、家庭金物は透明・半透明の袋に入れる。
ふれあい収集	直営	戸別	—	週1回	火又は金	軽ダンプ車	燃やすごみ・不燃ごみは指定ごみ袋 それ以外は透明・半透明の袋

ごみステーションにおいて、収集曜日が異なる、分別が徹底されていないなど、ルール違反のごみが出されていた場合、収集職員が図 3.1.7 に示すシールを当該ルール違反ごみに貼り、一定期間を置いておくことで、ごみの排出者に対して分別の徹底の意識付けを行っています。



図 3.1.7 ルール違反ごみシール

(黄色：収集（直営・委託）用、白色：集団資源回収用)

6 中間処理及び最終処分の状況

(1) 焼却量及び最終処分量

焼却量は、2010年度（平成22年度）が15,058 tでしたが、2019年度（令和元年度）は10,062 tと減少しています。

焼却残渣（焼却灰）は、熔融固化等の資源化と民間の最終処分場で埋立て処分をしています。2019年度（令和元年度）の焼却残渣最終処分量は1,173 t（焼却処理量の11.7%）でした。なお、2012年度（平成24年度）及び2013年度（平成25年度）は、焼却施設基幹の設備改良工事のため、一部外部での委託処理を行っています。

焼却処理量及び最終処分量の推移は表3.1.14に示すとおりです。

表3.1.14 焼却処理量及び最終処分量

項目	年度	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
ごみ総排出量		22,129	21,834	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618	18,215	18,538
中間処理量		18,868	18,437	20,343	19,250	17,048	16,022	14,610	14,473	14,301	14,649
焼却処理施設 (内外部委託処理)		15,058	14,540	13,560 (3,309)	13,594 (2,154)	12,996	12,171	10,337	10,301	10,154	10,062
内訳											
粗大ごみ処理施設		1,785	1,550	1,189	1,219	1,198	1,213	747	717	786	888
あき缶・あきびん選別処理施設		877	851	809	814	786	—	—	—	—	—
ペットボトルストックヤード施設		207	209	206	202	194	189	186	188	197	203
容器包装プラスチック選別処理施設		832	809	762	765	755	845	882	903	915	925
植木剪定枝資源化施設		109	478	508	502	1,119	1,604	2,458	2,364	2,249	2,571
最終処分量		3,047	2,899	1,902	2,155	2,044	1,962	1,352	1,239	1,155	1,173
内訳											
焼却残渣		2,691	2,542	1,593	1,913	1,883	1,824	1,352	1,239	1,155	1,173
不燃残渣		356	357	309	242	161	138	0	0	0	0
資源化量		0	0	0	0	1,883	1,824	1,352	1,239	1,096	1,111
埋立て量		3,047	2,899	1,902	2,155	161	138	0	0	59	62
焼却残渣率(%)		17.9%	17.5%	15.5%	16.7%	14.5%	15.0%	13.1%	12.0%	11.4%	11.7%
最終処分率(%)		13.8%	13.3%	9.4%	10.6%	0.8%	0.7%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%

(注) 焼却残渣率(%) = 焼却残渣量 / 焼却処理施設処理量(- 内外部委託処理量) × 100
最終処分率(%) = 埋立て量 / ごみ総排出量 × 100

(2) ごみの性状

本市では、燃やすごみについて、乾ベースによるごみ質組成分析を年4回、湿ベースによるごみ質組成分析を年4回それぞれ行っています。乾ベースについては、ごみピットからごみを採取し、湿ベースについては、ごみ収集車（パッカー車）2台からごみを採取しています。

湿ベース分析については、家庭系ごみの組成分析が目的のため、事業系が混ざらないよう、住宅地から排出されたごみを分析対象としています。

2019年度（令和元年度）平均の家庭系燃やすごみの湿ベースの組成（重量）は、図3.1.8に示すとおりです。組成の割合が大きい順に紙類が約38%、生ごみが約35%、合成樹脂類が約19%の順となっています。

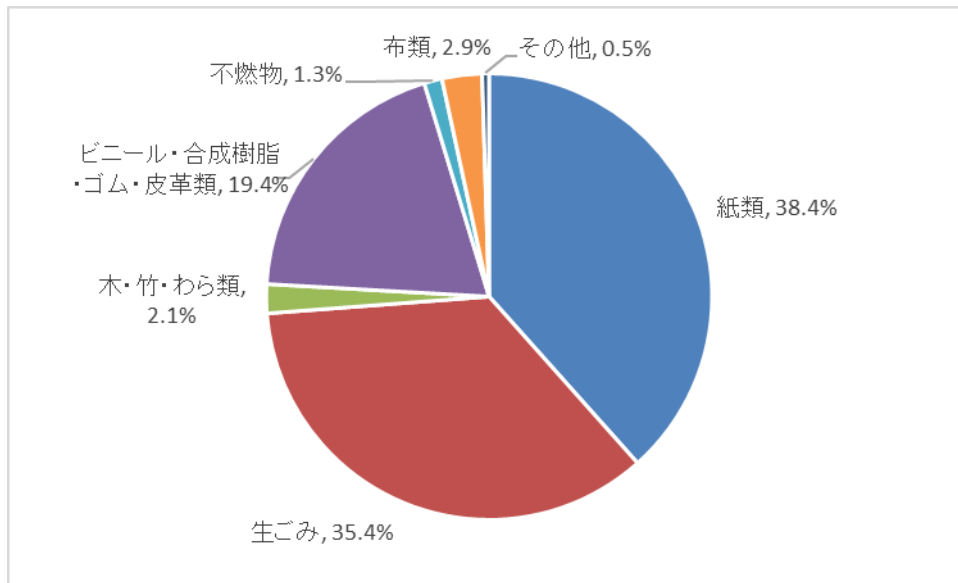


図 3.1.8 家庭系燃やすごみの平均組成（重量）
（2019 年度（令和元年度）平均：湿ベース）

（3）施設整備状況

本市のごみ処理施設等は、表 3.1.15 及び次に示すとおりです。

ア 中間処理施設

中間処理施設のうち、焼却施設は稼動開始から 39 年、粗大ごみ処理施設は 42 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

このため焼却施設は、施設の延命化のために、2011 年度（平成 23 年度）から 2013 年度（平成 25 年度）にかけてごみクレーン、燃焼設備、ガス冷却設備、灰出し設備及び排水処理設備等の大規模改修工事を実施しました。

イ 最終処分場

既存の最終処分場は、計算上 2009 年度（平成 21 年度）中には埋立て容量が限界となってしまうため、2010 年度（平成 22 年度）に嵩上げによる対策を行うとともに残余容量確保のため 2011 年度（平成 23 年度）、2012 年度（平成 24 年度）にかけて転圧を実施し、埋立て容量の確保を行いました。2019 年度（令和元年度）末の残余容量は、約 3,500 m³で、災害時等のために確保しておく必要があるため、現在は埋立てを行っていません。ガラス残渣屑に加えて、2014 年度（平成 26 年度）から焼却残渣の外部での資源化を行っています。

表 3.1.15 逗子市ごみ処理施設等の現況

施設名	焼却施設	粗大ごみ処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地	
敷地面積	7,787㎡	
竣工年月	1981(昭和56)年10月	1979(昭和54)年3月
施設規模	140t/24h(70t/24h×2基)	30t/5h
その他	全連続式焼却炉	縦型回転方式

施設名	ペットボトルストックヤード施設	容器包装プラスチック選別処理施設
所在地	逗子市池子4丁目952番地	逗子市池子4丁目956番地
敷地面積	155㎡	1,740㎡
竣工年月	1999(平成11)年9月	2019(令和元)年3月
施設規模	1.25t/5h	16.8t/8h
その他	手選別、圧縮梱包	手選別、圧縮梱包

施設名	植木剪定枝資源化処理施設
所在地	逗子市池子4丁目956番地
敷地面積	—
竣工年月	2010(平成22)年9月
施設規模	3.75t/日
その他	粉碎

施設名	一般廃棄物最終処分場
所在地	逗子市池子4丁目956番地
敷地面積	7,950㎡
竣工年月	1992(平成4)年3月 (埋立開始:1993(平成5)年6月)
埋立容積	計画変更後:55,892㎡(2010(平成22)年度) 計画変更前:50,880㎡
その他	サンドイッチ方式

7 ごみ処理事業費の状況

(1) ごみ処理に要する経費

本市のごみ処理に要する年間経費は、表 3.1.16 に示すとおり、2019 年度（令和元年度）で約 9.5 億円となっています。施設改修等で費用を要する場合でも、市の財政に過度の負担とならないよう、常にコストを意識し経費の削減を図ってきました。

2018 年度（平成 30 年度）からは、葉山町の可燃ごみの受入れを開始したことで負担金の収入があり、更なる経費の削減となっています。

表 3.1.16 ごみ処理に要する経費

項目	年度	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)
a. 収集運搬費	(千円)	354,949	344,313	313,896	295,951	308,328
b. 中間処理費	(千円)	546,402	532,091	656,644	617,490	550,056
c. 最終処分費	(千円)	10,036	10,805	11,740	16,793	166,587
d. 処理及び維持管理費計 (a+b+c)	(千円)	911,387	887,209	982,280	930,234	1,024,971
1人当たりの処理経費 *1	(円)	14,867	14,468	16,107	15,285	16,878
1t 当たりの処理経費 *2	(円)	47,185	46,238	55,337	52,272	57,706
e. 建設改良費 *3	(千円)	12,481	36,191	1,473,024	1,801,184	0
f. 合計(d+e)	(千円)	923,868	923,400	2,455,304	2,731,418	1,024,971
g. 葉山町負担金	(千円)	—	—	—	—	—
h. 合計(逗子市分) (f-g)	(千円)	923,868	923,400	2,455,304	2,731,418	1,024,971

項目	年度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
a. 収集運搬費	(千円)	334,171	297,824	271,947	261,111	249,768
b. 中間処理費	(千円)	545,308	523,969	579,799	593,027	591,463
c. 最終処分費	(千円)	120,916	92,706	85,553	109,246	108,285
d. 処理及び維持管理費計 (a+b+c)	(千円)	1,000,395	914,499	937,299	963,384	949,516
1人当たりの処理経費 *1	(円)	16,556	15,102	15,508	16,023	15,842
1t 当たりの処理経費 *2	(円)	58,404	59,573	61,559	64,119	61,717
e. 建設改良費 *3	(千円)	0	0	0	0	0
f. 合計(d+e)	(千円)	1,000,395	914,499	937,299	963,384	949,516
g. 葉山町負担金	(千円)	—	—	85,401	201,153	216,213
h. 合計(逗子市分) (f-g)	(千円)	1,000,395	914,499	851,898	762,231	733,303

*1 「1人当たりの処理経費」 = d / 人口

*2 「1t 当たりの処理経費」 = d / 計画収集総量

*3 「建設改良費」 = 廃棄物処理施設の新設・改修等に係る経費

(2) ごみ処理施設建設等に伴う公債費

ごみ処理施設の建設や改修には多額の費用を要するため、地方債の借入れを行い、毎年度の費用負担を平準化しています。借入れに伴う毎年の公債費（償還額）の状況は表 3.1.17 に示すとおりです。

2012年度（平成24年度）及び2013年度（平成25年度）の借入は、継続事業で行った焼却施設基幹的設備改良工事のものです。毎年約3億円を償還し、2023年度（令和5年度）に償還終了の見通しです。

2017年度（平成29年度）及び2018年度（平成30年度）の借入は、誘引通風機インバータ等更新工事等によるものです。

表 3.1.17 ごみ処理施設建設等に伴う公債費

項目		年度	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
2012年度（平成24年度）借入	元金	0	0	18,464,372	18,538,245	18,612,411	18,686,874	
	借入額	149,800,000	利息	592,591	599,200	595,900	522,027	447,861
2013年度（平成25年度）借入	元金	0	0	0	271,551,625	272,638,839	273,730,409	
	借入額	2,203,100,000	利息	8,308,128	8,812,400	8,560,576	7,473,362	6,381,792
2017年度（平成29年度）借入	元金	—	—	—	—	—	0	
	借入額	45,300,000	利息	0	—	—	—	6,239
	元金	0	0	18,464,372	290,089,870	291,251,250	292,417,283	
	利息	592,591	8,907,328	9,408,300	9,082,603	7,921,223	6,761,429	
	合計	592,591	8,907,328	27,872,672	299,172,473	299,172,473	299,178,712	

(円)

項目		年度	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
2012年度（平成24年度）借入	元金	18,761,634	18,836,694	18,912,054	18,987,716	—	—	
	借入額	149,800,000	利息	298,638	223,578	148,218	72,556	—
2013年度（平成25年度）借入	元金	274,826,346	275,926,672	277,031,402	278,140,557	279,254,150	—	
	借入額	2,203,100,000	利息	5,285,855	4,185,529	3,080,799	1,971,644	858,051
2017年度（平成29年度）借入	元金	0	5,274,645	5,533,079	5,533,180	5,533,281	5,533,382	
	借入額	45,300,000	利息	7,320	7,212	6,618	5,832	5,045
2018年度（平成30年度）借入	元金	0	0	1,624,947	1,624,962	1,624,977	1,624,992	
	借入額	13,000,000	利息	1,104	1,300	1,263	1,100	937
	元金	293,587,980	300,038,011	303,101,482	304,286,415	286,412,408	7,158,374	
	利息	5,592,917	4,417,619	3,236,898	2,051,132	864,033	5,034	
	合計	299,180,897	304,455,630	306,338,380	306,337,547	287,276,441	7,163,408	

(円)

項目		年度	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
2017年度（平成29年度）借入	元金	5,533,484	5,533,585	5,533,688	258,332	258,332	258,332	
	借入額	45,300,000	利息	3,473	2,687	1,900	1,226	968
2018年度（平成30年度）借入	元金	1,625,007	1,625,022	1,625,037	1,625,056	—	—	
	借入額	13,000,000	利息	613	450	287	120	—
	元金	7,158,491	7,158,607	7,158,725	1,883,388	258,332	258,332	
	利息	4,086	3,137	2,187	1,346	968	709	
	合計	7,162,577	7,161,744	7,160,912	1,884,734	259,300	259,041	

8 ごみ処理広域化の状況

神奈川県は、ごみの排出抑制と減量化・資源化及びダイオキシン類対策を目的として、計画的かつ総合的に取組みを進めるため、1998年（平成10年）3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。同計画では、県内市町村を9ブロックに区割りし、ごみ処理の広域化を進めることになりました。

逗子市は横須賀三浦ブロック（4市1町：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）に区割りされ、1998年（平成10年）7月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」を設置し、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始しました。

しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、2006年（平成18年）1月31日に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散することとなりました。

横須賀三浦ブロックでのごみ処理広域化を断念した後、2006年（平成18年）2月14日に「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年4月24日に鎌倉市との覚書を締結して、2市での広域化処理に向けた協議を開始しました。しかし、4市1町での検討経過を踏まえながらの協議はなかなかめどが立たないことから、2010年（平成22年）2月4日に鎌倉市との覚書を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。

その後、広域連携の新たな枠組みを構築すべく、2016年（平成28年）5月31日に新たに葉山町を加えた「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年7月29日に「覚書」を締結しました。また、同日をもって、2010年（平成22年）に取り交わした鎌倉市との確認書は解除しました。

2017年（平成29年）7月からは、この覚書に基づく鎌倉市・逗子市・葉山町（以下「2市1町」という。）の連携の一環として、逗子市は葉山町の燃やすごみの一部を試行的に受入れ、2018年（平成30年）4月からは地方自治法に基づく事務委託により、葉山町の可燃ごみの焼却処理に関する事務を受託しています。2019年（平成31年）4月からは、これらに加えて容器包装プラスチックの処理施設の設置及び処理を逗子市が受託しています。また、逗子市から葉山町へは、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務について、2018年（平成30年）4月から地方自治法に基づく事務委託により、葉山町へ委託しています。

2020年（令和2年）8月3日には、これまで鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において検討を重ねてきたことを踏まえ、パブリックコメント等の市民参加手続きを経たうえで「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定しました。この計画は、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取組みについての基本的な方向性を示すもので、計画期間は2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間となっています。

これまでの経緯は、表 3.1.18 に示すとおりです。

表 3.1.18 ごみ処理広域化の経緯

1998年 (平成10年)	3月	「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定(神奈川県)
	7月	横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会 設立
2000年 (平成12年)	8月	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町(4市1町)覚書締結
2001年 (平成13年)	4月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会 設立
	8月	4市1町首長会議開催 広域連合設立 延期
2002年 (平成14年)	3月	4市1町覚書内容の一部を変更する覚書 締結
2006年 (平成18年)	1月	横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会 解散
	2月	鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会 設置
	4月	鎌倉市、逗子市(2市)覚書締結
2008年 (平成20年)	3月	生ごみメタン化施設について、鎌倉市との共同処理を断念
2010年 (平成22年)	2月	2市覚書を解除し、今後の協議についての確認書を取り交わす
2016年 (平成28年)	5月	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 設置
	7月	鎌倉市・逗子市・葉山町 覚書締結
2017年 (平成29年)	6月	逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について確認書を取り交わす
	7月	葉山町と廃棄物の焼却処理の試行に関する契約書 締結 葉山町の可燃ごみ受入れ開始
	9月	葉山町と廃棄物の焼却処理の試行(第2期)に関する契約書 締結
2018年 (平成30年)	3月	逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結 葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結
	4月	葉山町の可燃ごみの焼却処理の事務の委託 開始 葉山町へのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務の委託 開始
2019年 (平成31年)	3月	逗子市と葉山町との容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する協議書に同意、同協定書を締結
	4月	逗子市において容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務の委託 開始 逗子市・葉山町ごみの共同処理検討チーム調査・検討結果報告書 作成
2020年 (令和2年)	8月	鎌倉市・逗子市・葉山町 覚書解除
		鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 策定
		鎌倉市・逗子市・葉山町 確認書締結

第2節 ごみ処理の評価及び課題

1 前計画目標の達成状況

(1) ごみと資源物の総排出量

前計画目標（以下「計画目標」という。）と実績は、表 3.2.1 及び図 3.2.1 に示すとおりです。

ごみと資源物の総排出量は、計画目標を 7.6% 上回り達成することができませんでした。

表 3.2.1 ごみと資源物の総排出量と計画目標

	実績値						目標
	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2019年度 (平成31年度)
ごみ排出量 (t/年)	20,188	20,208	18,742	18,618	18,215	18,538	17,221
達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	107.6

*平成31年度は、令和元年度になりますが目標との比較のためこの元号を使っています。(以下同じです)

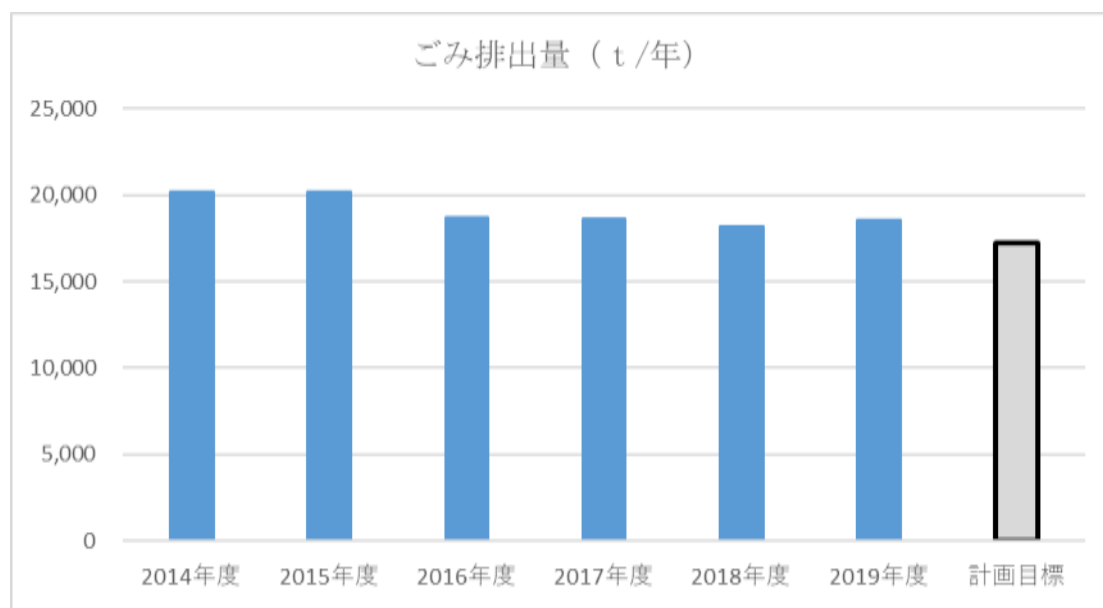


図 3.2.1 ごみと資源物の総排出量と計画目標

(2) 資源化量及び資源化率

資源化量及び資源化率の計画目標と実績は、表 3.2.2 及び図 3.2.2 に示すとおりです。資源化率の達成率は、約 90% でした。

表 3.2.2 資源化量・資源化率と計画目標

	実績値						目標
	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2019年度 (平成31年度)
資源化量 (t/年)	7,894	8,682	8,917	8,816	8,453	8,804	9,110
資源化率 (%)	39.1	43.0	47.6	47.4	46.4	47.5	53.0
達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	89.6

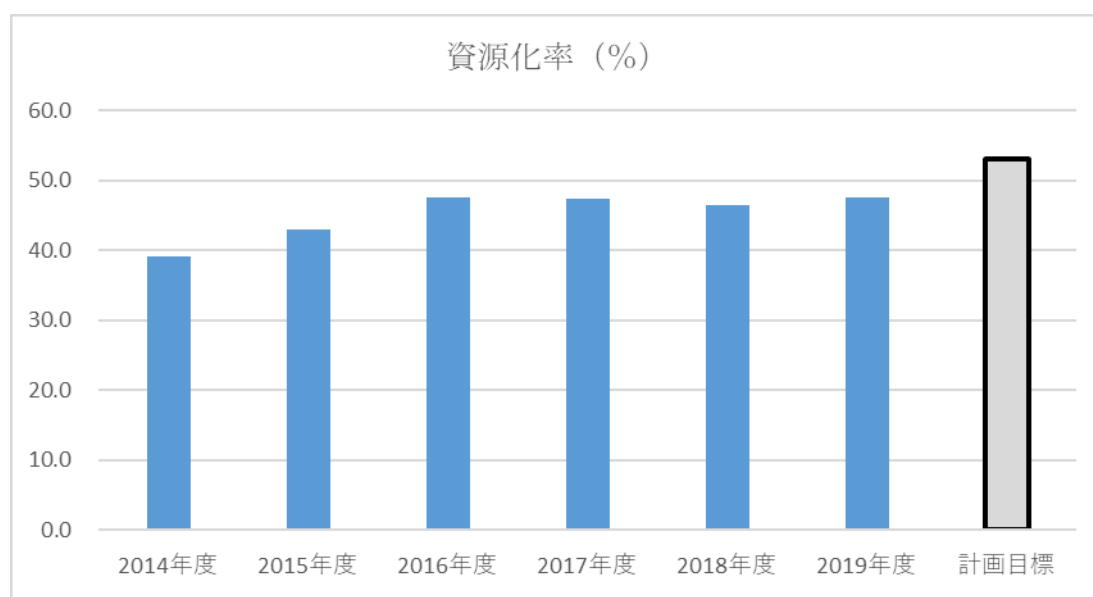


図 3.2.2 資源化量・資源化率と計画目標

(3) 最終処分量と最終処分率

資源化量及び資源化率の計画目標と実績は、表 3.2.3 及び図 3.2.3 に示すとおりです。

最終処分率は、焼却残渣の資源化により計画目標を達成することができました。

表 3.2.3 最終処分量・最終処分率と計画目標

	実績値						目標
	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2019年度 (平成31年度)
最終処分量 (t/年)	161	138	0	0	59	62	187
最終処分率 (%)	0.8	0.7	0.0	0.0	0.3	0.3	1.0
達成率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

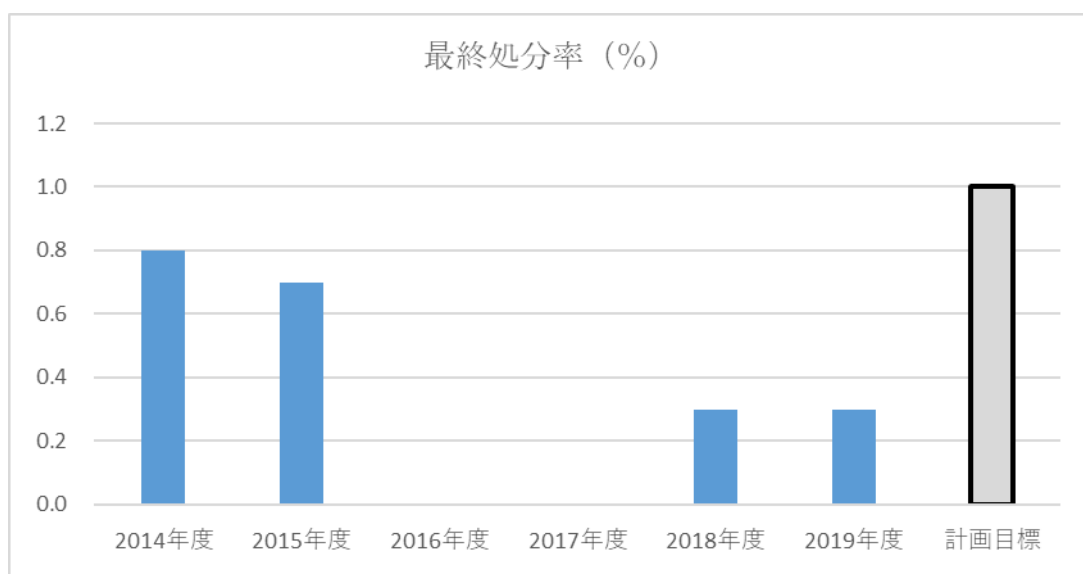


図 3.2.3 最終処分量・最終処分率と計画目標

2 前期施策の達成状況

前計画の主な施策の達成状況は、表 3.2.4 に示すとおりです。

(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進

各施策ともほぼ達成されました。なお、生ごみ処理システムの確立については、ごみ処理広域化の推進施策により、葉山町と共同での処理を推進することとなり、葉山町での資源化を計画しています。

(2) 環境負荷の低減と適正処理の推進

環境負荷の少ない収集・運搬車両の導入は、達成されませんでした。また、焼却施設以外の施設整備については、容器包装プラスチック選別施設を葉山町との共同処理を目的として整備しましたが、それ以外については現状のままとなっています。

上記以外の施策については、ほぼ達成されました。

(3) ごみ処理事業の効率化の推進

ごみ収集は順次委託に広げ効率化を推進しました。また、資源化については、植木剪定枝、びん類について委託に移行しました。

(4) 市民、事業者との共同

市民参画による排出抑制等の推進は、具体的な取組みは行われませんでした。

(5) 広域処理の推進

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を作成するなど、計画どおり達成されました。

表 3.2.4 前計画の主な施策の達成状況（1）

基 本 的 な 施 策	計 画 概 要	実 績 の 概 要	評 価
1 発 生 抑 制 と 排 出 抑 制 ・ 再 生 利 用 の 推 進			
①事業系ごみの適正処理	・事業系ごみの処理料金については近隣市町との均衡を考慮し原価より低く設定したため、改めて適正化に向けて見直しを行う。	・2016年（平成28年）10月に処理料金を10kg150円から250円に改定	○ （継続）
②生ごみ処理容器等購入費助成制度	・生ごみ処理容器等購入費助成制度については、広報活動及び制度の充実を図り、市民の減量化・資源化の取り組みの促進に努める。 大型生ごみ処理機購入費の助成については、共同で生ごみ処理を行う団体等について対して支援する。	・生ごみ処理容器購入費助成件数 2015年度（平成27年度）：518件、2016年度（平成28年度）：124件、2017年度（平成29年度）：180件、2018年度（平成30年度）：0件（休止）、2019年度（令和元年度）：45件 ・大型生ごみ処理機購入費助成件数 2015年度（平成27年度）：0件、2016年度（平成28年度）：1件、2019年度（平成29年度）以降廃止	○ （継続）
③ごみ減量化・資源化協力店制度	・指定店舗の拡大を図るほか、取り組み実績の公表などにより、ごみの発生抑制に向けた事業者の自主的な取り組みの拡大・推進に努める。	・指定店舗数 2015年度（平成27年度）：129店、2016年度（平成28年度）：127店、2017年度（平成29年度）：120店、2018年度（平成30年度）：119店、2019年度（令和元年度）：119店	○ （見直し）
④拠点回収	・回収品目、回収拠点を順次拡大する。	・回収拠点数 2015年度（平成27年度）：12箇所、2016年度（平成28年度）：12箇所、2017年度（平成29年度）：12箇所、2018年度（平成30年度）：12箇所、2019年度（令和元年度）：12箇所 ・品目数 平成27年度：8品目、平成28年度：8品目、平成29年度：8品目、平成30年度：8品目、令和元年度：8品目	○ （見直し）
⑤市民活動への支援	・ごみの減量化や資源化を目的とした市民活動に対して、後援等による支援を積極的に行い、市民活動の拡大に努める。	・市民活動への支援 市民団体との共同事業実施	○ （見直し）
⑥廃棄物減量等推進員との連携と協働	・廃棄物減量等推進員との連携を図りながら、地域における具体的な7Rの取り組みを推進する。	・廃棄物減量等推進員 2015年度（平成27年度）：74人、2016年度（平成28年度）：78人、2017年度（平成29年度）：78人、2018年度（平成30年度）：77人、2019年度（令和元年度）：77人 ・推進員との会議開催件数 2015年度（平成27年度）：2回、2016年度（平成28年度）：2回、2017年度（平成29年度）：2回、2018年度（平成30年度）：2回、2019年度（令和元年度）：2回	○ （継続）
⑦生ごみ処理システムの確立	・燃やすごみの約40%近くを占める生ごみについて、焼却処理によらない効率かつ適正な処理システムの実現を図る。	・生ごみ処理については、逗子市と葉山町で2024年度（令和6年度）からの共同処理を予定し、葉山町で処理施設を建設の予定。	○ （見直し）
⑧資源化品目の拡大	・小型家電製品、家庭金物、有害ごみ等について資源化を進める。	・2015年（平成27年）10月から市の収集品目として危険有害ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、蛍光灯、乾電池等）、小型家電（電気・電池で稼働する家電製品で一边の長さが50cm未満のもの）を追加し、集団回収品目にアルミ缶、スチール缶、家庭金物を追加	○ （継続）
⑨家庭ごみ処理の有料化	・家庭ごみ処理の有料化を実施する。	・2015年（平成27年）10月から燃やすごみ及び不燃ごみについて、家庭ごみ処理有料化を実施。	○ （継続）
⑩資源回収奨励金制度（集団資源回収）の見直し	・全地域統一した方法とし、金属類（アルミ缶、スチール缶、家庭金物）を回収対象品目に追加拡大する。	・2015年（平成27年）10月からアルミ缶、スチール缶、家庭金物を集団回収品目に追加し、全地域統一して実施。	○ （継続）

2 環境負荷の低減と適正処理の推進			
①排出	・市民、事業者の環境に対する意識を高めるための啓発を行うとともに、廃棄物減量等推進員との連携を図り、適正排出に努める。	・環境クリーンセンターの見学 2015年度（平成27年度）：445名、2016年度（平成28年度）：531名、2017年度（平成29年度）：530名、2018年度（平成30年度）：421名、2019年度（令和元年度）：492名 ・推進員との会議開催件数 2015年度（平成27年度）：2件、2016年度（平成28年度）：2件、2017年度（平成29年度）：2件、2018年度（平成30年度）：2件、2019年度（令和元年度）：2件	○ （継続）
②収集・運搬	・ごみ収集車の適切な維持管理の徹底と、走行に伴う環境への負荷の低減を図るような車両の導入に努める。	・未実施	○ （見直し）
③中間処理	・燃やすごみに占める割合の大きい生ごみについては、新たに施設を整備し、資源化を行う。	・2024年度（令和6年度）からの葉山町との共同処理に向けて、葉山町で処理施設建設を計画。	○ （継続）
	・植木剪定枝については、植木剪定枝資源化施設及び委託により全量資源化を行う。	・植木剪定枝は2015年（平成27年）10月から分別収集を開始し、植木剪定枝資源化施設で処理できない分を全量委託により資源化を実施。	○ （継続）
	・焼却施設以外の施設については、処理の効率化、資源化の動向等を見定め、施設の整備を行う。	・容器包装プラスチック選別施設は、2019年度（令和元年度）からの葉山町の容器包装プラスチックの受け入れに伴い施設を更新。その他の施設については、検討中。	継続して 検討
④最終処分	・ごみの減量化・資源化をいっそう進め、最終処分量の削減に努め、結果最終的に排出された焼却残渣等については資源化を行い最終処分場の延命化を図る。	・2016年度（平成28年度）から焼却残渣等は委託により資源化等を実施し、市の処分場での埋立処分を行っていない。	○ （継続）
	・焼却以外の中間処理施設からの残渣の排出が抑制できる処理システムについて検討する。	・生ごみについて、葉山町と共同で資源化を計画中。	継続して 検討
3 ごみ処理事業の効率化の推進			
	・ごみ処理経費の約60%を占める人件費について、委託のあり方も含めた検討を行う。	・2015年（平成27年）10月から収集ごみの一部の収集を委託開始。	○ （継続）
	・今後の資源化事業については、既存の回収業者や民間事業者の活用などについて検討する。	・ガラスびんの資源化は平成27年度から、植木剪定枝の資源化は2016年度（平成28年度）から外部委託により資源化を実施。	○ （継続）
4 市民、事業者との協働			
①広報活動の充実	・資源循環型社会形成に必要な情報等について、市民、事業者にわかりやすく、広報、キューズ（CUZ）、ホームページ等で提供するほか、施設見学等も行う。 ・「出前型説明会」を市内自治会・町内会等団体の要請に応じて実施する。	・資源循環型社会形成に必要な情報等については、変更の都度ホームページ、広報等で提供。 施設見学については前述のとおり。 ・出前型説明会を実施	○ （継続）
②廃棄物減量等推進員会議の充実	・推進員にごみ処理に関する資料の提供などを行い、市との意見交換の場を設ける。	・推進員への情報提供は、上記に示した会議で提供。	○ （継続）
③市民参画による排出抑制等の推進	・ごみの発生・排出抑制に関するプログラムづくりに当たって、市民・事業者等の参画を求め、ごみの発生者自らのアイデアの反映による発生・排出抑制を推進する。	・2015年（平成27年）10月からの家庭系ごみの有料化に際し、指定収集袋取扱事務及び一般廃棄物処理手数料の収納業務を逗子市商工会へ委託。	○ （継続）
5 広域処理協議			
	・広域処理におけるエネルギーの有効利用、ごみ処理経費の削減等のメリットやデメリットを検討し、今後、ごみ焼却施設等中間処理施設の整備に向けた広域処理協議を行う。	・鎌倉市・逗子市・葉山町の2市1町ごみ処理広域化に向けて、2016年度（平成28年度）から協議を開始。逗子市と葉山町は、燃やすごみと容器包装プラスチックを逗子市の処理施設で、し尿・浄化槽汚泥を葉山町の処理施設でそれぞれ処理を実施。また、2市1町ごみ処理広域化実施計画を2020年度（令和2年度）に策定。	○ （継続）

3 国・県における目標値との比較

第4次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法基本方針及び神奈川県循環型社会づくり計画における一般廃棄物の減量化等の目標値と2019年度（令和元年度）実績を比較すると、表3.2.5のとおりとなります。

第4次循環型社会形成推進基本計画の目標年度は2025年度（令和7年度）となっていますが、1人1日当たりのごみと資源物の総排出量は、既に目標値を達成しています。また、1人1日当たりの家庭ごみと資源物の総排出量についても目標値を現時点で達成しています。

廃棄物処理法基本方針の目標年度は2020年度（令和2年度）となっていますが、排出量が2012年度（平成24年度）に比べ12%の削減となっていますが、現状では8.5%の削減となっています。

神奈川県循環型社会づくり計画の目標年度は2021年度（令和3年度）となっていますが、生活系ごみ1人1日当たりの排出量及び一般廃棄物の再生利用率ともに既に目標を達成しています。

表 3.2.5 国・県における一般廃棄物の減量化等の目標値

計画	項目	目標設定内容	逗子市実績（2019年度）
第4次資源循環型社会形成推進基本計画	一人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日（2025年度）	845
	一人1日当たりの家庭ごみ排出量	約440g/人/日（2025年度）	342
廃棄物処理法基本方針（2020年度（平成32年度）目標）	排出量	平成24年度比約12%削減	8.5
	再生利用率	約27%に増加	47.5
	最終処分量	平成24年度比約14%削減	96.1
	その他	一人1日当たりの家庭ごみ排出量500g	342
神奈川県循環型社会づくり計画	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	664g/人/日（2021年度目標値）	642
	一般廃棄物の再生利用率	31%（2021年度目標値）	47.5

4 県内他市町村とのごみ処理統計指標の比較

1人当たりごみ排出量、1人当たりごみ処理費（処理及び維持管理費）、1t当たりごみ処理費（処理及び維持管理費）、最終処分率及びリサイクル率（資源化率）の県内における状況を神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（2018年度（平成30年度））をもとに整理すると表3.2.6に示すとおりです。

最終処分率、リサイクル率及び1人当たりごみ排出量は、県平均を下回っていますが、ごみ処理費は県平均を上回っています。

しかし、この処理費には葉山町から受け入れている可燃ごみの処理費も含まれているので、1人当たりごみ処理費は、逗子市の処理費（963,384千円）から葉山町からの可燃ごみ処理負担金（203,396円）を減じた金額を、逗子市人口で除して求めると12,640円となります。また、1t当たりごみ処理費は、逗子市の処理費を逗子市のごみ処理量に葉山町からの可燃ごみ（5,608t）を加算した量で除して求めると46,691円となります。

表3.2.6 統計指標比較

	逗子市	県平均	県内順位	1位の値	最下位
1人当たりごみ排出量（g/日）	830	846	9	734	3,921
1人当たりごみ処理費（円）	16,023	11,305	27	7,065	47,106
1t当たりごみ処理費（円）	64,119	40,217	32	24,733	66,775
最終処分率（%）	0	9.3	1	0	13.1
リサイクル率(資源化率)（%）	46.4	24.3	3	52.5	5.9

出典：平成30年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

*県内市町村数：33



- ・1人当たりごみ処理費は、逗子市の処理費から葉山町からの可燃ごみ処理負担金（203,396千円）を減じて、逗子市人口で除して計算
- ・1t当たりごみ処理費は、逗子市の処理費を逗子市のごみ処理量に葉山町からの可燃ごみ量（5,608t）を加算した量で除して計算

	逗子市	県平均	県内相当順位
1人当たりごみ処理費（円）	12,640	11,305	16
1t当たりごみ処理費（円）	46,691	40,217	22

統計指標の説明：

神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（統計資料）におけるごみ処理費の算出は、処理及び維持管理費（通常の処理に係わる人件費、燃料費、光熱費、薬品費、修繕費等維持運営費及び車両等購入費、収集・運搬、中間処理、最終処分、検査等の委託費等）から算出されます。

他市町村からの処理を受け入れている場合には、その処理に係る経費を含む金額から算出されますが、他市町村からの負担金等歳入は、ごみ処理費の算出に反映されません。

この統計資料におけるごみ処理費の算出には、建設・改良費（一般廃棄物処理施設の整備に係る経費）や地方債還額を含まず、処理及び維持管理費のみから算出されるため、地方債を活用し、中間処理施設や最終処分場を自ら建設した市町村のごみ処理経費が、見かけ上安くなる傾向にあります。

5 ごみ処理の課題

ごみ処理の評価結果等を基にごみ処理の課題を整理すると、表3.2.7に示すとおりとなります。

表 3.2.7 ごみ処理の課題

	現況及び問題点	既存計画の達成状況	評 価	課 題
減量化・資源化	<p>○発生原単位（2018（平成30）年度：830g/人日）は県平均値（846g/人日）と比較し、低い値となっています</p> <p>○資源化率（2018（平成30）年度：46.4%）は県平均値（24.3%）と比較し、かなり高く県内でも3番目の値となっています</p> <p>○家庭ごみは有料化により減量化しているが、事業系ごみは処理手数料を見直したが減量化が認められません</p> <p>○生ごみ処理容器等購入助成台数は有料化前後に急激に増加したが、最近は低迷しています</p> <p>○燃やすごみの中に資源化可能な紙類が混入されています</p>	<p>○ごみ排出量は目標を7.6%上回り達成することが出来ませんでした</p> <p>○資源化率は目標に対して約90%の達成率でした</p>	<p><発生原単位></p> <p>○国及び県の目標を達成しています</p> <p><ごみの減量></p> <p>○国の目標である2012年度（平成24年度）比約12%削減を達成することは出来ませんでした</p> <p><リサイクル率（資源化率）></p> <p>○リサイクル率は県内で3番目と高い値となっています</p>	<p>○生ごみ処理容器等助成の推進</p> <p>○事業系燃やすごみの排出抑制</p> <p>○家庭からの紙ごみ分別の徹底による資源化推進</p>
収集・運搬	<p>○ごみ分別排出マナー違反が多くなっています</p>	<p>○収集車両の環境負荷低減車両の購入は出来ませんでした</p>		<p>○ごみ分別排出マナー違反に対する指導徹底</p>
中間処理	<p>○焼却施設及び粗大ごみ処理施設の稼働年数がそれぞれ39年、42年が経過し老朽化が進んでいます</p>	<p>○生ごみ処理施設の整備については葉山町と共同で処理する計画となりました</p> <p>○焼却施設以外の施設整備については継続して検討することになりました</p>		<p>○ごみ焼却施設の延命化対策の検討</p> <p>○焼却施設以外の中間処理施設更新に向けた検討</p>
最終処分	<p>○令和元年度末時点の残余容量は3,500m³となっており、災害時等の非常事態に備え確保しておく必要があります</p>	<p>○最終処分率は0.3%で目標を達成することが出来ました</p>	<p>○最終処分率は県内で一番低い値となっています</p>	<p>○焼却残渣等の資源化の継続性の確保</p>
処理経費	<p>○1人年間処理経費（2018（平成30）年度：16,023円）は県平均値（11,305円）より高い値となっています</p> <p>○ごみ1tあたり処理経費（2018（平成30）年度：64,119円）は県平均値（40,217円）より高い値となっています</p>		<p>○処理経費は県内で高い値となっています</p>	<p>○経費削減に向けたごみ処理の効率化</p>
ごみ処理の広域化	<p>○2市1町ごみ処理広域化実施計画を作成しました</p> <p>○逗子市で葉山町からの可燃ごみ、容器包装プラスチックを処理しています</p> <p>○葉山町で逗子市からのし尿及び浄化槽汚泥を処理しています</p>			<p>○2市1町広域化実施計画に基づいた広域連携の推進</p>

第3節 基本方針及び基本施策

1 ごみ処理の基本理念

「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に掲げる基本理念を踏襲し、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

*ゼロ・ウェイスト

ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化等の物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。

2 基本方針

(1) 持続可能な循環型社会形成取組の推進

市民・事業者・行政が一体となって、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rの推進に取り組むことで、廃棄物の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現を目指します。

(2) 安定的・効率的な処理体制の整備

循環型社会の形成では、物をごみとして排出しないことが優先されますが、いったんごみとして排出された場合にも、極力再生利用に努め、環境への負荷の低減に配慮した安全で安定したごみ処理を行っていきます。また、事業実施に当たっては常にコストを意識し効率的な事業を行うとともに、より一層の経費節減に努めます。

(3) 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進

循環型社会の形成に当たっては、市民と事業者の理解、協力及び自主的取り組みが必要不可欠です。このため、各主体が相互に協力して活動が行えるような仕組み作りを行っていきます。

(4) 廃棄物処理の広域連携の推進

広域連携では、2市1町が将来に向けた安定的かつ適正なごみ処理体制の実現を目指し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的なごみ処理の推進を図れるよう、適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図っていきます。

3 基本施策

(1) 持続可能な循環型社会形成への取り組みの推進

ア 食品ロス削減

食品ロスの削減の推進に関する法律が2019年（令和元年）10月1日に施行され、食品ロス削減の推進に関する基本的な方針が2020年（令和2年）3月31日に閣議決定されました。神奈川県において、食品ロスの削減の推進に関する計画を作成中であり、市においても、県の策定状況を見ながら、食品ロスの削減の推進に関する計画の作成に取り組んでいきます。

イ プラスチック資源循環の推進

① マイバッグ・マイボトル運動

エコバッグ携帯によるレジ袋削減及び「かながわプラごみゼロ宣言」賛同市として、市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックの更なる削減に取り組めます。

② 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用

国のプラスチック資源循環戦略に基づいて、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック素材を配合することを検討します。

ウ 生ごみ処理容器等購入費助成制度

生ごみ処理容器等購入費助成制度については、広報活動の充実を図り、市民の減量化・資源化の取り組みの促進に継続して努めます。

エ 家庭系生ごみを分別し資源化

家庭から排出される生ごみを分別収集し、資源化を図ります。

オ 資源化品目の拡大

資源化品目に、新たに小型家電、家庭金物、危険有害ごみ等を追加し、資源化の実績を上げることができました。今後、紙おむつ等、新たな資源化品目の追加については、国の動向等を見据え継続して検討していきます。また、焼却残渣、破碎残渣の資源化について、最終処分場の延命化につながることから、その資源化についても継続して実施していきます。

カ 事業系一般廃棄物の減量化・資源化

事業系ごみについては、2市1町で連携し次の施策を推進していきます。

① 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用

事業者から排出される生ごみを削減するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、更なる効果的な資源化誘導策を検討します。

② 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制

生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。

③ 排出事業者への適正排出の指導等

事業者から排出される燃やすごみの減量化・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発を連携して進めます。

④ 手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことが更なるごみの減量化・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めます。

キ 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について

高齢者や障がい者等が、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営む中で、ごみ出しが困難な状況にある世帯が必要な支援を受けるため、「ふれあい収集」（登録制の戸別収集）によるごみ出し支援と安否確認の取組みをより一層推進していきます。また今後、高齢化が進行する中で、きめ細やかにしっかりと支援ができる体制について、検討します。

(2) 安定的・効率的な処理体制の整備

ア 廃棄物処理関係の安定的な業務継続

廃棄物処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）は、市民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、感染症等が流行した場合であっても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。本市及び委託の一般廃棄物処理事業者等の体制整備や感染防止策等を検討し、事前の準備を進めるとともに、事業継続のために必要な対策に取り組んでいきます。

イ ごみ処理における温室効果ガス排出の削減

ごみ処理における温室効果ガス排出の削減に努め、ごみの焼却処理事業については、ごみ処理量の推移を見極めつつ、より効率的な運転管理体制の構築と、安全かつ安定した焼却処理体制の維持に努めます。

ウ 焼却施設の長期安定稼働

ごみ焼却施設は、長寿命化計画を作成し、2市1町広域連携による計画期間中は安定して稼働出来る体制を構築していきます。

エ 広域連携の推進

後述の（４）に示すように、2市1町で連携してごみ処理の効率化を図っていきます。

オ 災害廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模地震や風水害等により発生した災害廃棄物（避難所ごみ及びし尿を含む）は、生活環境の保全及び公衆衛生上、その処理を円滑かつ迅速に行う必要があります。逗子市災害廃棄物処理計画（作成中）に基づいて収集・処理体制を整備していきます。

（３）市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進

ア 廃棄物減量等推進員との連携

廃棄物減量等推進員を通じて、地域住民のごみ処理事業に対する考え方を把握し、推進員には市と地域住民の橋渡し役を求めています。そのために、推進員にごみ処理に関する資料の提供等を行い、市との意見交換の場を設けていきます。

イ 市民活動への支援（市民・事業者との協働）

ごみの発生抑制・排出抑制に関するプログラムづくりに当たって、市民・事業者等の参画を求め、ごみの発生者自らのアイデアの反映による発生抑制・排出抑制を推進していきます。また、ごみの減量化・資源化を目的とした市民活動に対して、後援等による支援を行い、市民活動の拡大に努めます。

ウ 広報活動の充実

循環型社会形成に必要な発生抑制、再使用、再生利用等の情報について、市民、事業者にわかりやすく、広報ずし、逗子市のごみと資源物の出し方（CUZ）、ホームページ、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）等で提供するほか、施設見学等も行って

いきます。また、「出前型説明会」を市内自治会・町内会等団体の要請に応じて実施していきます。

広報戦略について、市民、事業者から意見をいただきながら、相互に情報発信できる仕組みづくりを検討します。

(4) 廃棄物処理の広域連携の推進

ア 事業系一般廃棄物の減量化・資源化

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、手数料の見直し等を2市1町で連携して推進していきます。

イ ごみ・し尿処理の広域処理

- ① 逗子市で分別した生ごみを葉山町で整備する生ごみ資源化施設で処理します。
- ② 葉山町からの可燃ごみを逗子市環境クリーンセンターで焼却処理します。また、2025年度（令和7年度）からは、焼却処理能力の範囲内で鎌倉市からの可燃ごみも受け入れて焼却処理します。
- ③ 葉山町からの容器包装プラスチックは、逗子市環境クリーンセンターで中間処理後資源化します。
- ④ 逗子市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、葉山町の葉山町し尿等下水道投入施設に搬入し中間処理します。

4 循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、購買・消費・廃棄といった生活様式の中で、ごみの減量化・資源化を図るために、4R行動に取り組みます。

ア 資源循環に配慮した生活（消費行動）

- ① 無駄なものを買わない
- ② レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買等のサービスの積極的活用
- ③ マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品の選択による容器包装の削減
- ④ 食材の使い切りや過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減
- ⑤ 木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入
- ⑥ 物の丁寧な取扱い、メンテナンスや修理等のサービスの活用等により物を長く大切に使う

イ 適正処理への協力

- ① ごみの減量化や分別排出の実施、容器包装の店頭回収・古紙等の集団回収・小型家電の回収・廃家電の小売店での回収等の適正な資源回収への積極的な協力
- ② 市の定めたルールに従って適正に廃棄物を排出する
違法な不要品回収業者等を利用しない
- ③ ごみのポイ捨て等により環境を汚染しない
- ④ 占有又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保つ

(2) 事業者の役割

事業者は、自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進します。また、拡大生産者責任を踏まえて、生産・流通・販売等の段階で、環境に負荷の少ない、ごみにならない製品づくりに取り組みます。

ア 環境に配慮した事業活動の推進

- ① 不法投棄・不適正な処理を行わない
- ② 排出者として分別の徹底等への協力

- ③ 小売事業者として、リユース製品・リサイクル製品等の積極的な販売、レジ袋の有料化による削減やマイバッグの推奨、牛乳パック・ペットボトル・食品容器・小型家電等の店頭回収等の取組の推進
- ④ 食品関連事業者は、食品ロスの削減や食品廃棄物等の再資源化の推進

イ 環境に配慮した製品の製造等

- ① 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売
- ② 使い終わった後の容器等の回収ルートや資源化システムの整備

(3) 市の役割

市は、一般廃棄物処理責任者として、各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会の形成に取り組めます。

ア 資源循環形成に向けた仕組みづくり

- ① 市は、自ら率先したグリーン購入、再使用、再生利用の推進
- ② 市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供

イ 適正処理の推進

- ① 既存の中間処理施設や最終処分場の施設整備と適正な管理・運営の実施

ウ 災害廃棄物処理体制の構築

- ① 一般廃棄物処理施設の強靱化への対応
- ② 関係団体・他の地方公共団体等との処理の連携体制の構築
- ③ 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制の構築

5 各施策実施スケジュール

各施策は、表 3.3.1 に示すスケジュールに沿って推進していきます。

表 3.3.1 各施策実施スケジュール

〔 ○:実施 △:検討 〕

基本的な施策	中間年度	目標年度
	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
1 持続可能な循環型社会形成への取り組みの推進		
(1) 食品ロス削減	○	○
(2) プラスチック資源循環の推進		
① マイバッグ・マイボトル運動	○	○
② 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用	○	○
(3) 生ごみ処理容器等購入費助成制度	○	○
(4) 家庭系生ごみを分別し資源化	○	○
(5) 資源化品目の拡大	○	○
(6) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化		
① 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用	○	○
② 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制	○	○
③ 排出事業者への適正排出の指導等	○	○
④ 手数料の見直し	○	○
(7) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について	○	○
2 安定的・効率的な処理体制の整備		
(1) ごみ処理における温室効果ガス排出の削減	○	○
(2) 焼却施設の長期安定稼働	○	○
(3) 広域連携の推進	○	○
(4) 災害廃棄物の収集・処理体制の整備	○	○
3 市民・事業者等との協働による循環型社会づくりの推進		
(1) 廃棄物減量等推進員との連携	○	○
(2) 市民活動への支援（市民・事業者との協働）	○	○
(3) 広報活動の充実	○	○
4 廃棄物処理の広域連携の推進		
(1) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化	○	○
(2) ごみ・し尿処理の広域処理	○	○
① 葉山町での生ごみの資源化	○	○
② 逗子市での葉山町からの可燃ごみの焼却処理	○	○
逗子市での鎌倉市からの可燃ごみの焼却処理	○	○
③ 逗子市での葉山町からの容器包装プラスチックの資源化	○	○
④ 葉山町での逗子市からのし尿及び浄化槽汚泥の処理	○	○

第4節 計画目標

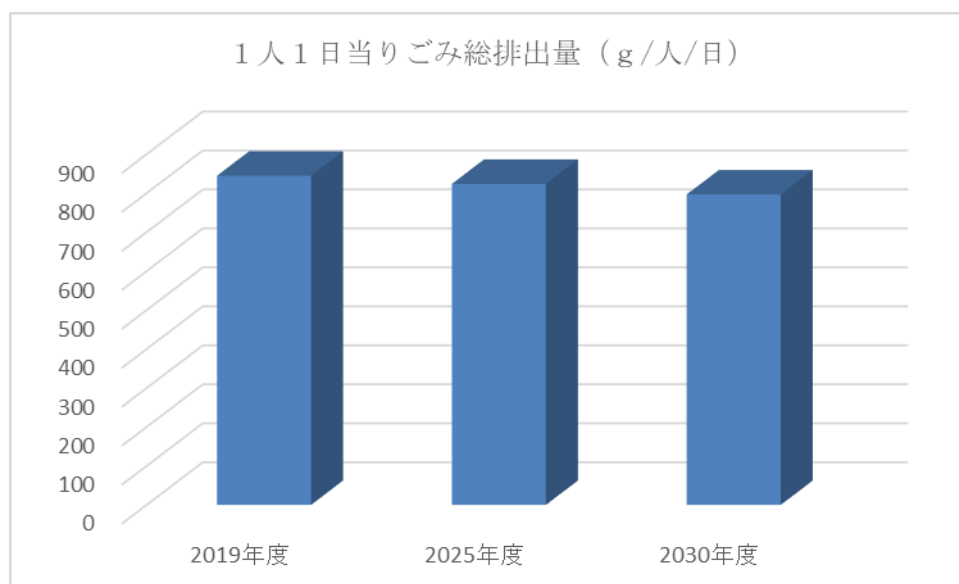
本計画では国の計画等をもとにごみ排出、資源化及び最終処分に関する計画目標を設定し、計画の進捗管理を行っていきます。

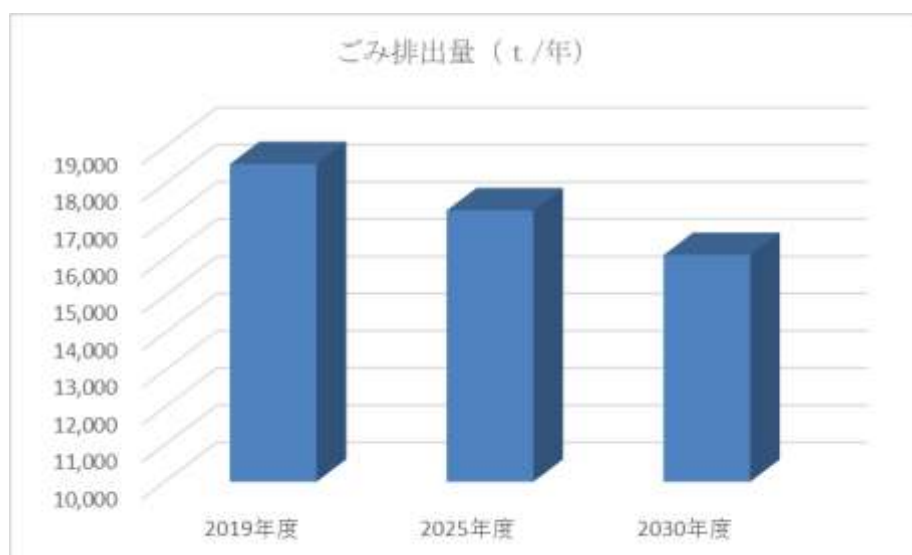
1 ごみ排出に関する目標

- 1人1日当たりごみと資源物の総排出量は、家庭ごみ及び事業ごみの減量によって、2019年度（令和元年度）の845gから、2030年度（令和12年度）までに797g以下にすることを目標とします。
- 資源物を除く1人1日当たり家庭ごみと資源物の総排出量は、食品ロス対策及び紙ごみの分別の推進、生ごみの分別による資源化によって、2019年度（令和元年度）の342gから、2030年度（令和12年度）までに218g以下にすることを目標とします。

項目	年度 現状（2019年度） （令和元年度）	中間年度（2025年度）		目標年度（2030年度）	
		（令和7年度）	対2019年度比	（令和12年度）	対2019年度比
1人1日当たりごみ総排出量（g/人/日）	845	824	0.98	797	0.94
1人1日当たり家庭ごみ排出量*（g/人/日）	342	232	0.68	218	0.64
ごみ排出量（t/年）	18,538	17,292	0.93	16,095	0.87

*：資源物以外

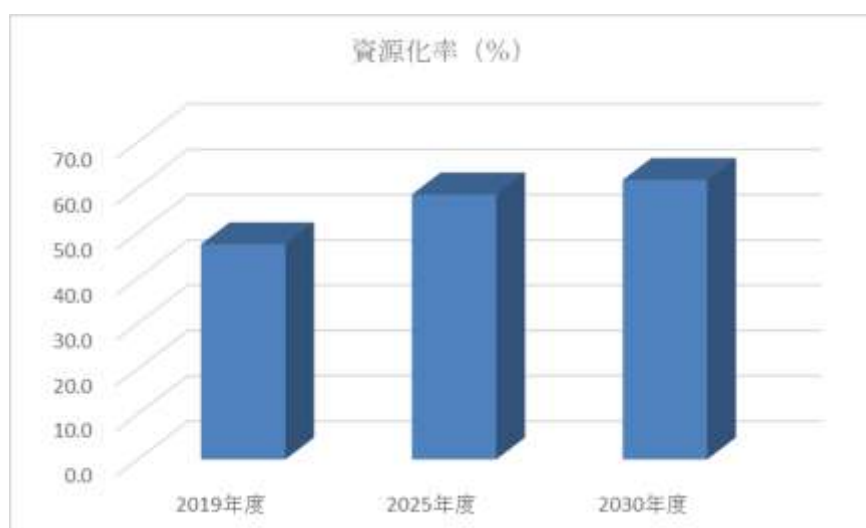




2 資源化に関する目標

- 資源化率は、ごみ排出量の減量及び紙類、生ごみ等の分別等によって、2019年度（令和元年度）の47.5%から、2030年度（令和12年度）までに60%以上にすることを目標とします。

項目	年度	現状 (2019年度) (令和元年度)	中間年度 (2025年度)		目標年度 (2030年度)	
			(令和7年度)	対2019年度比	(令和12年度)	対2019年度比
資源化量 (t/年)		8,804	10,124	1.15	9,930	1.13
資源化率 (%)		47.5	58.5	1.23	61.7	1.30



3 最終処分に関する目標

- ごみ総排出量の減量により焼却残渣量の削減を推進し、最終処分量の削減に努めますが、焼却残渣の委託先の安定的な確保、経済性等を考慮し、現状を維持することとし、最終処分率*を2030年度（令和12年度）で0.3%以下にすることを目標とします。

*最終処分率とは、ごみ総排出量に対する埋立て量の割合をいいます。

項目	年度	現状 (2019年度) (令和元年度)		中間年度 (2025年度) (令和7年度)		目標年度 (2030年度) (令和12年度)	
		現状 (2019年度) (令和元年度)	対2019年度比	現状 (2019年度) (令和元年度)	対2019年度比	現状 (2019年度) (令和元年度)	対2019年度比
最終処分量 (t/年)		62		52	0.84	48	0.77
最終処分率 (%)		0.3		0.3	—	0.3	—

第5節 ごみ処理個別計画

1 資源化計画

(1) 資源化の基本方針

燃やすごみを極力少なくするため、これまでの資源化施策を継承していくとともに、新たな施策を採用し、市民・事業者の協力のもと、収集・運搬体制との整合を図り、資源化を推進していきます。

(2) 資源化施策

ア 拠点回収

市民の資源化の利便性等を考慮し、市民がいつでも資源物を持ち込める回収拠点を2008年度（平成20年度）から設置し、資源回収を進めてきました。しかし、2015年度（平成27年度）のごみ分別の細分化により、拠点回収品目と収集品目の重複が生じてきました。このようなことから、拠点回収について、収集効率等を考慮し、見直しを行っていきます。

イ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理容器の普及促進を目指し、2市1町で連携したキャンペーン等の取組みについて検討します。

ウ 家庭からの紙類等の分別資源化

家庭から排出される燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発を更に進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を図ります。

エ 燃やすごみに含まれる生ごみを分別し資源化を推進

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている生ごみについては、分別収集し、葉山町が整備する施設で資源化を図ります。

オ 焼却残渣の資源化

焼却施設からの焼却残渣はこれまでどおり最終処分場の延命化対策として、資源化を行っていきます。

2 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

市が収集するごみは、家庭から排出されるごみとし、事業所・商店等から排出される事業系一般廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することを基本とします。

収集・運搬に当たっては、効率的な収集・運搬体制、収集・運搬時の環境負荷の低減に努めます。

また、ルール違反ごみ対策をはじめとしたごみステーション及びその周辺の環境美化について、廃棄物減量等推進員や地域と連携しながら、課題解決に取り組みます。

(2) 収集・運搬体制

ア 分別区分及び収集方法

分別区分及び収集方法は、当面表 3.5.1 に示すとおりとしますが、2024 年度（令和 6 年度）から新たに生ごみの分別を開始する予定です。

生ごみについては、排出の利便性、収集効率等について検討し、本市にあった収集方法を決めていきます。

また、拠点回収については、品目が収集ごみと重複していることから費用対効果等を考慮し、方法について検討していきます。

イ 収集・運搬車両等に係る温室効果ガスの排出抑制

「2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」との政府方針（2020 年 10 月）を受け、市では、収集・運搬車両による温室効果ガスの排出を抑制するため、収集・運搬車両の更新の際には、電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、燃料電池車（FCV）の導入を検討します。

表 3.5.1 ごみの分別区分及び収集・運搬体制

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	収集	燃やすごみ	直営・委託	ステーション	週2回	指定袋(有料)
		不燃ごみ	委託		週1回	指定袋(有料)
		危険有害ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋
		ペットボトル	委託		週1回	透明・半透明袋
		容器包装プラスチック	直営・委託		週1回	透明・半透明袋
		あきびん	委託		2週1回	透明・半透明袋
		草・葉・植木ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋
		小型家電	委託		2週1回	透明・半透明袋
		粗大ごみ	直営		戸別	随時
		生ごみ	検討			
家庭系	集団回収	新聞	登録業者	ステーション	週1回(地区により異なる場合 有)	紙ひもで結束
		雑誌				紙ひもで結束
		段ボール				紙ひもで結束
		飲料用紙パック				紙ひもで結束
		ミックスペーパー				紙袋
		布類				透明・半透明袋
		アルミ缶				透明・半透明袋
		スチール缶				透明・半透明袋
		家庭金物				透明・半透明袋
		家庭系				拠点回収
廃蛍光管	委託					
水銀式体温計						
廃食用油						
あきびん						
乾電池・小型充電式電池						
CD・DVD類						
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託			随時	—	

イ 高齢化社会への対応

今後高齢化社会に伴い排出の増加が想定される紙おむつについては、国の動きや資源化技術の開発状況等を注視し、対応について検討していきます。

また、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に実施しているふれあい収集を継続して実施していくとともに、ふれあい収集の際の安否確認を行うなどのサービスについてもきめ細やかにしっかりと支援ができる体制について、検討していきます。

(3) 計画収集・運搬量

収集ごみ及び持込・許可搬入ごみの計画収集・運搬量は、表 3.5.2 に示すとおりとなります。

収集ごみの計画収集・運搬量は、2025年度（令和7年度）で9,729 t／年、2030年度（令和12年度）で9,074 t／年と推計されます。

持込・許可搬入の計画収集・運搬量は、2025年度（令和7年度）で4,036 t／年、2030年度（令和12年度）で3,336 t／年と推計されます。

表 3.5.2 計画収集・運搬量

(t/年)

年度		2021年度 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
分別区分	燃 や す ご み	6,704	4,524	4,063	
	不 燃 ご み	196	191	184	
	危 険 有 害 ご み	30	29	28	
	ペ ッ ト ボ ト ル	183	178	172	
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	880	858	826	
	あ き び ん	523	510	491	
	草 ・ 葉 ・ 植 木 ご み	1,409	1,374	1,323	
	小 型 家 電	101	99	95	
	粗 大 ご み	166	162	155	
	生 ご み	0	1,728	1,663	
	ス チ ー ル 缶	2	2	2	
	紙 類	65	63	61	
	廃 食 用 油	3	3	3	
	乾電池・小型充電式電池	2	2	2	
	C D ・ D V D 類	6	6	6	
	小 計	10,270	9,729	9,074	
	持込・許可搬入	燃 や す ご み	3,306	2,768	2,068
		不 燃 ご み	11	11	11
草 ・ 葉 ・ 植 木 ご み		920	920	920	
小 型 家 電		2	2	2	
粗 大 ご み		335	335	335	
小 計		4,574	4,036	3,336	
集団回収（紙布類、アルミ缶等）		3,373	3,527	3,685	
合 計		18,217	17,292	16,095	

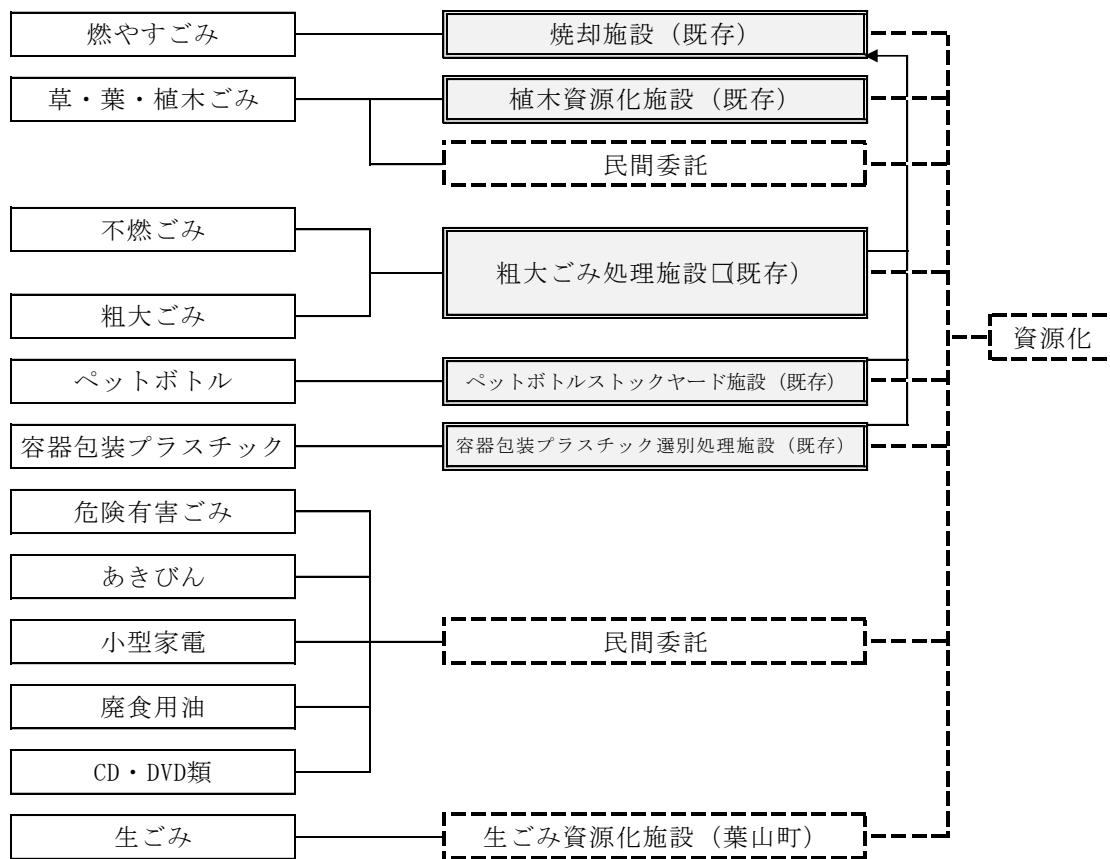
3 中間処理計画

(1) 中間処理方針

効率的かつ効果的なごみ処理を推進するため、2市1町ごみ処理広域化実施計画における各市町が担う役割分担に基づいて、既存施設の活用等共同処理を推進していきます。

(2) 中間処理体系

目標年度における処理フローは、図 3.5.1 に示すとおりです。



< 中間処理 >

図 3.5.1 計画目標年度における中間処理フロー

(3) 中間処理施設整備計画

ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック選別処理施設、ペットボトルストックヤード施設及び植木剪定枝資源化施設の中間処理施設は、計画期間中の2030年度（令和12年度）までは既存施設を活用し処理を継続していくものとします。

なお、粗大ごみ及びペットボトルの処理について、粗大ごみ処理施設は、稼働41年が経過し、ペットボトルストックヤード施設は、稼働21年が経過し、共に老朽化が著しく進行していることから、今後施設整備、又は民間事業者への委託処理など処理方法について検討していきます。

(4) 計画中間処理量

焼却量は、表3.5.3に示すとおり推計されます。2025年度（令和7年度）で7,402 t／年、2030年度（令和12年度）で5,712 t／年と推計されます。

表 3.5.3 計画中間処理量

(t/年)

施設	年度	2021年度 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
焼却施設		10,570	7,402	5,712
粗大ごみ処理施設		723	713	699
容器包装プラスチック選別処理施設		880	858	826
ペットボトルストックヤード施設		183	178	172

4 最終処分計画

(1) 最終処分方針

今後市内に新たに最終処分場を確保することは、地理的条件から困難なため既存の最終処分場の延命化を図る必要があります。

そのため、最終処分の対象となる焼却残渣量の削減に努め、排出された焼却残渣等については、委託により資源化等を行うこととし、既存の最終処分場への埋立てを行わないこととします。

(2) 最終処分計画

ごみ焼却施設から排出される焼却残渣は、表 3.5.4 に示すとおり推計されます。この焼却残渣の処理については、熔融固化、焼成及び埋立て等の方法の中から環境負荷、コスト等を考慮して、委託により実施するものとします。

表 3.5.4 焼却残渣量

(t/年)

施設	年度	2021年度 (令和3年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
	焼却残渣量		1,082	758

5 その他ごみ処理に関して必要な事項

(1) 不法投棄対策

市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置するなどの対策に努めます。特に悪質なケースについては、調査の上、警察に通報し、再発の抑制を図ります。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国、県が行っており、市はこれらの機関と連携をとり防止対策を進めていきます。

(2) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の処理は、環境省の通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について（平成 17 年 9 月 8 日）」に基づく処理の役割分担を基本とします。併せて「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン（平成 20 年 2 月）」を参考に、在宅医療に伴う注射針等の医療廃棄物については、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる事業者が行うものとします。

(3) 災害廃棄物対策

逗子市災害廃棄物処理計画（作成中）に基づいて処理を行います。

災害時におけるごみ処理については、2市1町の相互協力により対応します。

また、平成 7 年（1995 年）に横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町において「横須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害等相互援助協定」を締結していることから、このネットワークも活用したごみ処理を進めます。

大規模災害により広域にわたる甚大な被害が発生した場合には、自治体の廃棄物処理支援を目的とした「D.Waste-Net」（ディー・ウェイスト・ネット）等のネットワークも活用していきます。

